第８回教育委員会会議

令和７年６月 24 日
午 後 ３ 時 30 分
本庁舎第 11 共通会議室

案　件

報告第18号　　教育行政の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況等について

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
1-①	7 9	「児童いきいき放課後事業」（以下「いきいき」）の参加確認につきまして、ミマモルメによる管理に移行すると聞きました。 これまでは、担任は「いきいき」に参加する児童を、朝の段階で児童からファイルを集めて把握できていましたが、それが午後になるまで確認できない、ということでしょうか。 4月の1年生など、子ども自身が「いきいき」に行くのか、下校するのか、よく分かっていない状況では、担任は少しでも早く把握したいものです。 午後に判明するとしても、例えば5時間目が体育の授業であれば、非常に慌ただしい中で「いきいき」に連れていくか下校させるかの振り分けをすることになり、これまでよりミスが発生しやすくなると思います。「いきいき」に参加予定の児童が間違えて下校することなどは、児童の安全に関わることで、毎年、非常に気を使っていることです。 そして、非常変災や臨時の学級休業等では、「いきいき」に参加する児童は学校で看護する必要があり、「18時お迎え」の児童が保護者と連絡がつかない場合等は、勤務時間を超過してでも教員が看護する必要があります。誰が看護するのか、午前中に決める必要があります。 そんな緊急時でも、午後まで待たなければいけないのでしょうか。 さらに、毎日、「いきいき」から職員室に名簿が渡されるので、それをコピーして学級に配布する仕組みになるようですが、個人情報なので、確実に担任へ手渡す必要があります。収受簿への記録も必要かと思われます。給食、昼休み、掃除から5時間目を迎える担任に、そんな余裕はありません。 そもそも、本校は産休の代替講師がおらず、ただでさえ職員室が手薄な状況です。この状況で、なぜ、さらに業務を増やされないといけないのでしょうか。	なぜ、児童の安全に関わる重要なことが、現場の教員の意見も聞かずに、勝手に決められてしまうのでしょうか。 午前中のうちから、学校側で「いきいき」の参加有無を確認できる仕組みにしてください。 毎日名簿を教室に配布しなくて済む仕組みにしてください。 どうしても業務を増やすのであれば、欠員が発生しない仕組みを作ってください。 現場の意見を無視して、児童の安全に関わる制度変更は、やめていただきたいです。	こども青少年局 企画部青少年課 放課後事業担当	・利用者ニーズ調査において、日々の利用申込等は書面ではなく、保護者の携帯等から行いたいとの要望が多く寄せられたことから、事務の効率化及び児童の安全確保に加え、保護者の方の利便性向上を図るため、令和７年４月から本格導入しています。 ・ご提案いただいた「いきいき」の参加児童の把握方法については、令和７年１月１０日の幹事校長会で、下記３種類の対応策を提案させていただいております。 （対応策１）保護者の申込状況一覧表を14時までに学校へ提供 （対応策２）利用児童のいきいき出席カードの持参 （対応策３）学校へいきいきミマモルメの閲覧権限を付与 ・対応策２を活用することで、その日利用する児童はいきいき出席カードを持参していることから、朝の段階で持参状況（いきいき利用状況）を確認することができること、また、対応策３を活用することで、いきいき活動室を介さず、直接学校が把握することができます。 ・対応策１、対応策２及び対応策３の実施（組み合わせて実施も可能）について、各活動室と各学校において調整いただくことで、午前中に児童のいきいき利用有無について把握できると考えております。	引き続き、利用者からのご意見をいただき、よりよい運用に努めてまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
1-②	その他	2025年2月25日の本校の給食にて、業者のミスで欠品が発生しました。 原因は二点です。 ・先送り食材が中学校の分しか届いていなかった ・本校の給食業者によるチェックも漏れていて、当日の朝まで気づいていなかった。 結局、今回届かなかった分の補填はないとのことで、給食費を徴収していないとはいえ、児童・保護者への説明が必要かと思います。 これ、学校の責任ですか？？ また、教職員から給食費を徴収し、税金を利用して児童に給食を与えているのに、補償はなしですか？？？	発送をミスした業者、チェックを漏らした給食業者、それを選定した委員会が、連名で手紙を出すべきではないですか？？ また、発送元業者には、教職員から徴収した給食費や、税金から食材費を支出しているのに、補償も求めないのですか？？ 私たちも給食費を払っている「消費者」ですので、納得のいく説明を求めます。 そして、給食業者のミスを、学校が保護者に説明しないといけない仕組みも、改善を求めます。	保健体育担当	給食食材におきましては、民間委託事業者の調理従事者で「検収・検品記録簿」を作成することを定めており、学校納品時に伝票と相違がないか数量、品質、包装の状態等を確認し記録することとなっております。 　今回のケースでは、民間委託事業者において、適切に検収・検品を行えておらず、食材事業者の納品漏れへの対応がなされなかった事が原因です。 　なお、食材費を支出していないため、本市に費用負担が発生しておらず補償対象となるものが生じてない状況でございます。 　また、各校の給食運営における責任者は学校長であり、保護者への説明責任を有することから、今回のような献立変更などに関する保護者へのお知らせは、校長名で発出いただいているところです。	検収・検品漏れ等の事故発生時には、事業者に報告並びにその後の具体的な事故防止策を求め、円滑な業務実施が行えるよう指導にあたっております。 　これまでに実施した巡回指導や事故等を踏まえ、民間委託における業務マニュアルの充実を図り、学校向け、受託業者向けにそれぞれ作成し令和７年３月に配付を行いました。学校向けには「検収・検品記録簿」を含む各様式の確認ポイントを明示するなどの更新をいたしました。マニュアルの更新を反映させ、全受託業者へ情報を共有し注意喚起することで、委託業務の質の向上を目的とし、会議形式とWebを併用した研修会を令和７年３月26日に実施しました。今後も引き続き事業者への情報共有、注意喚起に加えマニュアル等の拡充を行い給食事故の未然防止と円滑な業務実施を図ってまいります。 　また、保護者向けお知らせの発出にあたりましては、学校と給食事業担当部署において文書内容の調整を行い、適切な説明となるよう努めてまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
1-③	7	年々、児童を対象としたアンケートが、増えているように感じます。 「運営に関する計画」があるので、本校独自でアンケートを取っていますが、それに加えて「いじめアンケート」もあります。 そして、委員会から依頼されるアンケートも、情報モラルに関すること、学力に関すること、色々なものが課されています。時期も重なりがちです。 一人一台学習者用端末からオンラインで回答することで、容易に集約できるからと言って、各方面が気軽に依頼していませんか？ 先日も、「大阪市教育振興基本計画に係る児童生徒アンケート」の依頼が来ました。 「児童生徒から広く意見を集めたものを参考にし」とのことですが、「あなたや、あなたのともだちが　なやんでいる　こまっていることは　ありますか」の項目が、複数回答ではなく、単一回答になっています。 児童の悩みが一つしかない、と捉えられているのでしょうか。 本気で、「広く意見を集め」ようとしているとは思えません。 このような、効果の薄いアンケートを、わざわざ児童の学習時間を削って実施いないといけないことに、疑問を感じます。	児童を対象としたアンケートの精選を求めます。 もしくは、学校長の判断で、アンケートを実施しないことを認めてください。 どうしても必要なアンケートだ、というのであれば、こちらが納得できるアンケートにしてください。 でないと、「え～、また、アンケートやるの・・・」という子どもたちに、説明ができません。	教育政策課	「大阪市教育振興基本計画に係る児童生徒アンケート」につきましては、令和５年に施行されているこども基本法において、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」と規定されていることから、今回のアンケートを実施させていただきました。また、設問の項目につきましてのご意見に関しましては、児童生徒が回答しやすいように選択式としているものの、「その他」を選択することで、記述式の回答が可能となっており、選択肢には回答する項目がない場合や、回答が多数ある場合は、記述式で回答できる形で実施させていただきました。	児童生徒へのアンケートの実施回数が多くなっていることや実施時期が重なっている現在の状況について、事務局内で共有します。また、各学校園へ依頼するアンケートの実施に当たっては、内容を精査するとともに、アンケート実施の必要性を丁寧に説明すること等を事務局内に周知し、アンケート実施の必要性と負担のバランスを図れるよう取り組んでまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
1-④	4 6	大阪市内の学校から本校へ転入があった場合、相手の学校（以下「元所属校」）が「転出入処理」をするまで、SKIP上では本校の児童として扱えません。 これにより、以下の弊害があります。 ・アカウントを発行できないので、タブレットを渡せない。（渡してもログインできない。） ・学校日誌に反映されない ・出席簿に反映されない ・成績処理ができない ・児童生徒名簿のエクセル出力から他のデータに転用する場合、その児童だけ反映されない 他にもあるかもしれませんが、そもそも、すでに転校手続きを正式に済ませ、就学通知も発行され、児童も問題なく登校している状態なのに、システム上だけは学校が変わっていない、ということ自体が問題だと思います。 SKIPポータルが稼働した頃は、一人一台学習用端末がなく、児童に実害がなかったと思いますが、今は違います。 SKIPの登録が完了するまで、児童は本校の児童としてタブレットを使えないのです。 仮アカウントの発行等で対応できる場合もあるかもしれませんが、こちらの二度手間になるだけなく、児童も自分の記録を同一アカウントで振り返れなくなります。 「誰一人残さない」という観点で教育活動を進める現場にとって、弊害でしかないです。 では、「転出入処理」を元所属校が、転入日が分かった時点ですればいい、という話ですが、このタイムラグが学校によって差があるのが現実です。 現在のSKIPのマニュアルでは、指導要録等の帳票をすべて承認した状態で「転出入処理」を完了させるという流れになっていますが、指導要録作成に時間がかかる学校は、このタイムラグが長く、表現は悪いかもしれませんが「待たされる」状態になっています。 ただ、いざ指導要録を承認する際になって、過年度のデータに不備があり、当時の担当者や管理職が転勤している場合は、修正に時間がかかってしまう、という事情も分かります。（逆の立場も経験しているので。） 実は、「転出入処理」をした後でも帳票類を後から送信することはできるのですが、マニュアルに記載されていないため知らない学校が多く、私がお電話で伝えても、頑なに「マニュアル通りやるので、待っていてください」と言われることが多いです。	マニュアルの改善を求めます。 「転出入処理」を先に確定させ、指導要録等が揃い次第、後日送信する、という流れをスタンダードとして記載し、全ての学校に周知して頂きたいです。	学事課 指導部初等・中学校教育担当	児童・生徒の転入学に際しては、区役所を通じて適正な就学手続きを行うよう助言しているところですが、一方で、転出元の学校における事務処理の遅れにより、転入先の学校において業務等の滞りが発生することを認識しており、「指導要録及び健康診断票等の帳票」を付けずに、転出処理を進めることが可能であることも承知しております。 しかしながら、「転出及び転入処理にかかるマニュアル」については、通常の転出入において、個人情報をともなう児童生徒の転出入の情報を漏れなく確実に学校間で連携するために作成されたものであり、各校に対して、現在の流れで事務処理を依頼しているところです。 ご提案いただきました、「転出入処理」を先に確定させ、指導要領等が揃い次第、後日送信するという流れをスタンダードとする「転出及び転入処理にかかるマニュアルの改訂」については、当該機能は転出入に関し、入力事項において不確定事項があり、どうしても業務を進めることができない場合等、緊急対応が必要なときのために構築されているものであり、そのような場合は、管理職を通じて初等・中学校教育担当へご相談ください。 上記内容をご理解いただき、転出元の学校と転入先となる学校との連携、相互協力のもと、進めていただきますようお願いいたします。	「転出入にかかる事務処理」の迅速な対応及び学校間の連携について、また、緊急対応が必要な時の対応の仕方等につきましては、定期的に開かれる校長研修会等で周知を図りたいと考えております。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
1-⑤	7	毎年、卒業式のピアノ伴奏を誰が担当するか、ということが現場の悩みの種になっています。 技術的にピアノを伴奏できる教員は希少な存在で、学級担任をしていると練習する時間も十分に取れません。 練習や予行の際に、自分の学級を自習にしてまで練習に参加する、という場面も、何度もありました。 そして、卒業式は厳粛に実施することが学習指導要領でも求められ、保護者がスマートフォン等で気軽に動画を撮影できる今の時代においては、卒業式でピアノ伴奏を担当する方の緊張感、心理的なプレッシャーは相当なものと推察されます。 そこで、本年度はピアノ伴奏ではなく、ＣＤの放送を伴奏とする方針にしましたが、国歌だけはピアノ伴奏を教育委員会から求められている、と管理職から聞きました。 学習指導要領、及び、「国旗及び国歌に関する法律」には、ピアノ伴奏を条件とする文言が確認できなかったのですが、何か法的な根拠があるのでしょうか。	教員の負担軽減という観点から、式典中の国歌斉唱において、CDをピアノ伴奏の代替として使用することを認めて頂きたいです。	初等・中学校教育担当	学習指導要領には、入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開へ動機付けを行い、学校、社会、国家などの集団への所属感を深める上でよい機会となるものである。このような意義を踏まえ、入学式や卒業式においては、国歌を斉唱するよう指導するものと記載されており、この趣旨をふまえて、本市では、ピアノまたは吹奏楽による伴奏での国歌斉唱の実施について、各校園長あて通知しております。 また、令和６年11月29日付け事務連絡では、教育課程の見直し、標準授業時数を大幅に上回っている教育課程を編成している学校は、まずは、自ら見直すことを前提に点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画とすることと示しております。	国歌斉唱でのピアノ伴奏に関しては、児童生徒の音楽表現に与える影響が大きく、斉唱における意欲・技能の向上につながると考えていることから、入学式及び卒業式における国歌斉唱については、音楽の授業等における国歌斉唱の指導を進める、ピアノまたは吹奏楽による伴奏で、しっかりと国歌が斉唱できるよう指導するよう、例年２月に事務連絡で通知しており、引き続き適切に実施するよう周知してまいります。 ピアノ伴奏に関しては、できる人が少なくなっている現状がございますが、練習をする時間の確保や、自分の学級を自習にして練習に参加することについては、教育課程を見直し、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善を行うよう引き続き周知してまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
2-①	6	教職員用パソコンの不具合に関して、「ネットワークヘルプデスク」に電話で問い合わせると、「その件に関しては、SKIPポータルのほうに聞いてください。」と言われ、「SKIPポータル」へかけなおすと、「こちらでは範囲外なので、ネットワークヘルプデスクのほうへ聞いてください。」と言われることが、頻繁にある。どっちに電話しても解決できず、途方に暮れることが多い。そのたびに業務が止まり、「わからないので折り返し連絡します」と言われるが、学校の教員は常時職員室のデスクにいるわけでもなく、授業中にかかってくると、「折り返し・・・」「また折り返し・・・」の繰り返しで問題が一向に解決できない。現状、２系統あるパソコン関連の問い合わせ窓口は1本化して、効率よく運用してほしい。	教育委員会を４つのブロックに区切っているように、パソコン関連の問い合わせ窓口も、２系統を１本化したうえ、ブロックごとに受付電話番号を分散させてはどうか。	学校運営支援センター （システム担当）	「コールセンターSKIP」については、校務支援パソコンに関する総合問い合わせ窓口として、平成25年1月に開設されました。現在では、校務支援システムをはじめ、複数のシステムの操作や運用に関する問い合わせ窓口として機能しています。 「教育情報ネットワークヘルプデスク」については、「大阪市教育情報ネットワーク（以下、当ネットワークという）」の通信接続、ネットワーク機器（端末・周辺機器を含む）等に関する問い合わせ及び当ネットワーク利用上の新機能等の操作や申請に関する問い合わせ並びに当ネットワークの設定にかかる各種申請受付等を一元的かつ迅速に対応する目的で令和４年１月より開設しました。 コールセンターSKIPは、システムの操作方法や運用に関するお問い合わせを受け付けており、日々のシステム作業をサポートする目的で機能しています。 教育情報ネットワークヘルプデスクは、学校からの通信や機器に関するお問い合わせを包括的に受付させていただく目的で、個別に問い合わせ窓口を開設・運用を行っています。 それぞれのヘルプデスクでは、教職員等からの問い合わせ内容が担当以外の内容であっても、正しい問い合わせ先を案内するなど丁寧な窓口案内を行うことで、利便性の向上に努めています。	左記のとおり、両者についてはユーザー利用を充実させる目的で、個別に運用を行っています。学校向けの周知につきまして、問い合わせ内容に応じて問い合わせ先がより明確となるよう、「問い合わせ窓口一覧」の更新版を６月に改めて周知しました。 今後も問題に対して速やかに対応ができるよう取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
2-②	6	１．児童用パソコンについて。先日の事務連絡で、第２・３・４ブロックの児童用パソコンが、令和７年度夏以降、WindowsからGoogle Chromeに変更される趣旨の連絡があった。年度途中で、使い勝手が変わる物へ変える理由もわからず、児童に指導する立場の教職員は混乱している。変更の詳しい理由を明示してくれないと納得ができない。２．OSの変更に伴って、主に使用するソフトがTeamsからGoogle Classroomに変更になると思われる。児童生徒がTeamsを使う機会が減るのを機に、現在制限されている教職員個人に割り当てられているoutlook個人メールアドレスをグローバルに送受信できるように開放してほしい。以前、Outlook個人メールアドレスが割り振られた時に、制限をかける理由として、TeamsにOutlook個人メールアドレスが載るため、送受信先を制限する趣旨の連絡があった。Teamsを使用しなくなるのであれば、開放しても問題はないと思われる。民間企業等外部講師との連絡や、宿泊行事、遠足などの行き先と連絡を取るときに、個人メールアドレスがないため、学校の共有アドレスに大量のメールが送受信されるため、必要なメールを見落とすことがある。メールの送受信確認のために電話やFAXを使うという、とても非効率なことをしなければならないことがある。	１．OSの変更について、早く教職員にわかりやすく説明してほしい。２．Outlook個人メールアドレスをグローバルに送受信できるように、制限を解除してほしい。	学校運営支援センター （システム担当）	１．令和７年度に教育情報利用パソコン（児童生徒用）の更新に伴い、第１～４ブロック全ての端末OSをChrome OSに統一して配備します。 ・OSについては、この間ＷｉｎｄｏｗｓとＣｈｒｏｍｅが混在していましたが、大阪市全体で端末の活用状況にかかる学習履歴の比較を行うことができるようにすることなどを理由に、OSを統一することとし、その上で、学校現場の意見を踏まえて、起動速度において一定の優位性が認められるＣｈｒｏｍｅに統一することとしました。 ・端末の形状についても、故障しにくい画面とキーボードが一体であるコンバーチブル型で、かつ、一定の堅牢性を有するものとしています。 ・その他の仕様としては、文部科学省が示した最低スペック水準と同等又はそれ以上としており、この間の学校現場の意見や、端末の起動率・故障率などを踏まえたものとなっています。 ２．児童生徒についてもMicrosoftアカウントについては継続して利用することからTeams等を引き続き利用可能な状況となります。 ・そのため、教員の個人メールにつきましても、セキュリティーの関係上、これまでと同様の送受信制限のかかった状況での利用を想定しています。 ・また、教育情報ネットワーク外に対するメールの送受信につきましては、組織メール及び共有メール等を利用していただくことになりますが、送受信メールの確認については、検索機能やフォルダ振り分けを活用することで、効率的な利用が可能となりますので協力お願いします。	１．次期学習者用端末の仕様及び運用等については、6月下旬に管理職向けの説明会を実施し、ご説明させていただく予定です。 ２．先述のとおり、個人メールについてはOutlookの運用上、送受信制限の解除は行うことはできません。ご理解、ご協力をお願いいたします。	要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
3-①	9	・学校選択制について、選ばれる学校と選ばれない学校とがはっきりと分かれており、学校間の格差（学力・部活動の活性化・教員のモチベーションなど）が広がっていると感じる。保護者へのアンケートは行われているが、教職員や地域住民へのアンケートは行われていない。また、他校を選択する児童が増えることで校区小学校との連携が無意味なものになってしまい、家庭・地域等と連携・協働した教育の推進が図れなくなっている。	・学校現場や地域住民、区役所など保護者以外へのもアンケートを実施し、学校選択制の効果検証を行い、課題を明確にし課題解決に向けた施策の実施が必要である。	学事課	アンケートの実施に関しましては、令和５年３月の「学校選択制にかかる検証報告書」においても言及しておりますが、保護者だけでなく、地域団体関係者（小・中学校の学校協議会委員等）や小学校長・中学校長も対象として実施いたしました。その結果は、大阪市ホームページに掲載しております。 そのアンケートの結果からは、「学校選択制の導入により、学校と地域、保護者の連携にどのような影響がありましたか」という質問に対して、「良くなった」または「変わらない」の割合が、小学校では82.5%、中学校では81.6%、地域では66.6%となっており、制度としてはおおむね受け入れられていると考えております。 また、検証から見えてきた課題については、多方面から対策を講じることによって、制度がより良いものとなるように取り組んできております。	学校選択制における課題把握については、引き続き、学校等との協議などを通じて意見交換を行うとともに、学校だけでは課題の解決が難しい場合、学校、区役所、関係機関等と連携を図りながら課題解決に努め、学校選択制などの就学制度そのものがより良い制度となるよう取り組んでまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
3-②	7	〈働き方改革の推進〉 ①事務職員の配置については生徒数などをもとに割り当てられているが、徴収金の未納者が多い学校や老朽化により補修などが多い学校の事務職員は業務量が多くなっているのが現状である。 ②会計年度任用職員（部活動指導員・学びサポーター・特別支援教育サポーター・スクールサポートスタッフなど）の採用が進み、教員の負担が少しは改善される方向である。しかしながら、そういった会計年度任用職員の月末ごとの勤務日数の報告や勤怠の管理、研修の連絡や実施管理など教頭の業務が膨大になっている。 ③勤務時間外や休日に行われる地域行事や祭礼巡視、地域の会議（連町会・地活協・保護司会）などへの出席がボランティアを前提に成り立っている。	①学校の実情に合わせた事務職員の配置をお願いしたい。また、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学省 H29）では、「基本的には、学校以外が担うべき業務として学校徴収金の徴収」が挙げられている。大阪市においても学校徴収金の徴収（特に未納者：現状では未納者分を学校長が立て替えてそのままの場合もあるので）については、委託業者の活用を進めていただきたい。 ②会計年度任用職員については、独立した組織において管理をするようにお願いしたい。もしくは、すべての学校へのライフワークバランス支援員や教頭補助の常置をお願いする。 ③『教育職員に対する時間外勤務等の特例（いわゆる超勤４項目）』に、勤務時間外や休日に行われる地域行事や祭礼巡視、地域の会議（連町会・地活協・保護司会）などへの出席を対象とするようお願いする。	教職員人事担当 学校運営支援センター （学務担当） 教職員給与・厚生担当	①事務職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき配置する必要があるため、学校事情に合わせた配置をすることは困難ですが、学校事務職員が担当する業務についてより効率的に進めることができるよう、共同学校事務室による取り組みを進め、各関係機関とも連携してまいります。 　学校徴収金の徴収・未納対策にかかるご提案ですが、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学省 H29）において、学校徴収金は「学校給食費」と「学校給食費以外の徴収金（教材費や泊行事にかかる費用等）」に分類して触れられております。 　このうち学校給食費については、平成26年度に公会計化により徴収管理を事務局で担ってきており、令和６年度からは無償化しております。学校給食費以外の学校徴収金については、国・地方自治体が協力し、公会計化に向けた好事例を研究していく旨が提起されており、引き続き情報収集に努めてまいります。 ②勤怠管理等が教頭の負担となっていることは認識しておりますが、勤怠管理等については、各会計年度任用職員における年次休暇や特別休暇等の取得、日々の勤務時間の設定等、各校の中でしかわかりえない情報に基づいて行うものであること及び事務の効率性の観点から、現時点で、各校から独立した組織における管理の実施は考えておりません。 　教頭補助及びワークライフバランス支援員については、教頭の業務負担を軽減するため、新任教頭や育児、介護等のワークライフバランスにおける支援が必要となる教頭の配置校、課題がある学校等に対して配置を行っており、現時点ではすべての学校への配置の計画はございません。 ③教育職員に対する時間外勤務等の特例については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」で定められているところです。 　また、同法において、教育職員に対し超過勤務手当は支給されず、代わりに教職調整額が支給されることとなっております。 　第２期働き方改革推進プランにおいて、地域行事への参加に関しては校園長のマネジメントのもと、学校園の実情を踏まえた上で保護者・地域の皆さんのご理解を得ながら、取組みを進めることとしています。例えば、参加する地域行事の精選、参加する場合であっても参加時間を短縮する、参加する教員を最小限にするなど、地域行事への参加に係る教員の負担軽減を図っていきたいと思っております。	①共同学校事務室による事務の効率化に向けた取り組みを引き続き行うとともに、学校徴収金については、国や他都市の動向について、引き続き情報収集を行っていきます。 ②教頭職の業務負担については、今後も、働き方改革推進プランに基づき、教頭職の業務負担の軽減に努めてまいります。 ③教員の働き方改革については、第２期働き方改革推進プランに基づき、教育委員会と学校園が連携して、教員の長時間勤務を解消し、子どもたち一人ひとりに寄り添うための時間を確保できるようにするとともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、様々な取組を進めているところですが、今般、教員の人材不足を解消するためには、管理職の働き方改革も進める必要があることから、地域の皆さまに対して、市長メッセージの入った、教員の働き方改革に関するチラシを配布し、あらためて協力を呼び掛けたところです。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
4	1 2 7	本校では、不登校児童や学校に登校しにくい児童の割合が高い。 何とか改善しようと取り組んでいるが、なかなか事態が好転せず、対応に苦慮している。	不登校児童や学校に登校しにくい児童の支援が、学校では行き届かない部分がある。 区のsswにも協力していただき、「こどもサポートネット」（以下、こサポ）を活用しているが、こサポを活用するには、まず、学校が家庭に「こサポに相談してもよいかどうか」を聞かなければならない。そこで家庭から拒否されると、次の手に進めなくなる。学校だけでは、不登校児童や学校に登校しにくい児童に対応しにくく、学校から連絡を取らなくても、直接お話をしに行っていただいたり、区の事業として、登校しにくい児童の受け皿を作っていただけるとさらに助かる。	教育活動支援担当	ご存じのことかと思われますが、こどもサポートネットでは、課題のある児童生徒について、まずはスクリーニング会議Ⅰにより、校内で情報を共有するとともに、福祉的な支援や校外での支援が必要かどうかを検討していただき、支援が必要と判断された場合には、スクリーニング会議Ⅱにおいて、スクールソーシャルワーカー等の専門的な見識のある方々とともに合同アセスメントを行い、課題に応じた適切な支援を検討することになりますが、この段階で、児童生徒の課題への対応をご家庭に相談していただく必要はありません。 スクリーニング会議Ⅱの後、対象児童生徒への支援方針が決まり、こサポ推進員等がアウトリーチを行うにあたり、教職員の皆様から支援について、ご家庭へのご説明をしていただくこととなります。 ご心配いただいておりますとおり、アウトリーチが困難な場合も考えられますが、その方法につきましても、合同アセスメントを通じて検討し、進めていただけますと幸いに存じます。	平成30年から２年間のモデル実施において、それまでの教育的支援に加え、保健福祉的支援につながったために、生活習慣や学習習慣の改善が見られるなどの好事例も得られるようになったことも踏まえ、令和３年４月６日付け学校メール配信「『大阪市こどもサポートネットマニュアル＆実務事例集』の送付について」添付資料「こどもサポートネットマニュアル＆実務事例集（こサポの知恵袋）（以下、「知恵袋」という）」（現在は、SKIPポータル書庫に格納）では、P32～34「第２章　モデル実施から見えてきた課題　②アウトリーチ（家庭訪問）が困難な保護者への対応」、P35～38「第２章　モデル実施から見えてきた課題　③不登校児童・生徒への対応」において、課題解決に向けたポイントや対応の成功例を記載しておりますので、ご参考ください。 〇「こどもサポートネットマニュアル＆事例集（こサポの知恵袋）」格納先 SKIPポータル書庫＞教育委員会＞指導部＞教育活動支援担当＞生活指導グループ＞こどもサポートネット関係資料	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
5	1 2 5	人手不足	病休になる前にケアが必要	教職員給与・厚生担当	学校園職員のメンタルヘルスにつきましては、教育の質の確保や労働安全衛生等の観点から、課題として認識しており、「大阪市教職員心の健康づくり指針」に基づき、 ・ストレスチェック ・学校園安全衛生サポート事業 ・こころの健康講習会（学校園・共同学校事務室単位） ・ハラスメント・メンタルヘルス相談窓口の設置 ・管理職相談 ・新任期・中堅期・管理職対象研修（教員） 教員以外の職種別研修 ・復職支援事業 等事業を展開し、メンタルヘルスの保持・増進、メンタル不調の早期発見・早期治療、休職後の再発防止等、一次・二次・三次予防に努めております。 また長時間勤務となった際の対策として、労働安全衛生法に基づき、学校園ごとに一定時間以上の時間外勤務となった職員の健康状態を確認し、必要な場合は産業医面談を実施し、結果に応じて就業上の措置をとっていただく体制となっております。	今後とも左記対策の実施と充実に努めます。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
6	4 6 7	４　全国学力状況調査や経年調査の対策をすることで、学力の向上となるのか？ ６　校内のネット環境があまりよくない。場所によってのばらつきも見られる。 ７　人材が豊富な学校とそうでない学校、個人の仕事量についても差が激しく。	４　学力向上の対策をするのなら、それ相当の時数や教材、時間の確保 ６　校内Wi-Fiのより一層の充実・支援員（教員免許を有するもの)増加 ７　教職員や管理職(みなし)の増員・評価の透明性・校長の権限の拡大	総合教育センター （調査分析グループ） 学校運営支援センター （システム担当） 教職員人事担当	４　全国学力・学習状況調査は、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に実施されております。その実施にあたっては、平成28年4月28日事務連絡「全国学力・学習状況調査に係る適切な取組の推進について（通知）」において、調査実施前に授業時間を使って集中的に過去の調査問題を練習させ、本来実施すべき学習が十分に実施できないなど、数値データの上昇のみを目的に行き過ぎた取扱いがなされないよう、調査の趣旨・目的に沿った実施が求められております。 　本市においても各種学力調査については、児童生徒一人一人の学習理解及び学習状況等のデータを客観的・経年的に把握・分析し、全ての学校で児童生徒の個に応じた指導に活用することを目的に実施しており、ご提案いただきました各種学力調査の対策をするための授業時間や教材を確保することは考えておりません。 ６　学校のネットワーク環境については全体として大きな問題を生じておらず利用いただいていますが、一部の学校においてネットワークに繋がりにくいなどの個別の事象が発生した場合、ネットワーク環境の調査を行い、無線アクセスポイントの調整やLAN構成の改善を実施するなど、最適なネットワーク環境となるよう努めてまいります。 ７　・教員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」により定められているところです。定数改善を国へ要望していくとともに、今後も各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。 ・評価の透明性については、評価者研修、被評価者研修を実施し制度周知等を図るとともに、評価結果を開示することで評価の公平・公正性、透明性及び被評価者の納得性の向上を図っております。今後も評価に対する透明性や納得性の向上が図れるよう適切な制度運用に努めてまいります。	４　本市においては、全国学力・学習状況調査や小学校学力経年調査等各種学力調査結果を受け、全市として課題の見られた問題について振り返る「振り返りプリント」を発出し、各校の実情に合わせて活用しております。また、学力向上に向けては、担当指導主事やスクールアドバイザーが各校へ定期的に訪問し、各種学力調査から見えてきた各校の課題改善に向け教員の授業力向上を図るとともに、学力に課題のある全ての児童生徒へのきめ細かで継続した指導・支援を行う「学力向上支援チーム事業」を全小中学校及び義務教育学校で実施しているところです。 　引き続き、各種学力調査等、客観的・経年的に行われる調査結果のデータを活用することにより、各学校や一人一人の児童生徒の状況を把握し、誰一人取り残さない学力の向上に向け、個に応じたきめ細やかで継続した指導・支援を充実させてまいります。 ６　現在も、ネットワークに繋がりにくいなどの個別の事象が発生した場合、ネットワーク環境の調査を行い、無線アクセスポイントの調整やLAN構成の改善を実施するなど、随時対応しております。今後も、迅速に対応してまいります。 ７　・定数改善については、令和７年７月予定の指定都市教育委員会協議会及び指定都市市長会・議長会にて要望していく予定です。 ・令和７年４月・８月・12月に評価者研修、７月・12月に被評価者研修を実施する予定です。	要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
7	6	学校教育ICT推進リーダーに期待される業務として、自校や近隣校の教育の情報化（ICT活用）の推進やICTを活用した事例創出、総合教育センターとの連携等があげられます。推進リーダーによって取組の内容や質に差は見られるかと思いますが、期待される業務内容は「指導教諭」に求められる業務内容に近いと考えます。推進リーダーの中には、指導教諭や各学校園の管理職、指導主事の方がおられるかと思いますが、主務教諭の方もおられます。本来、指導教諭や各学校園の管理職、指導主事に求められるはずの業務が学校教育ICT推進リーダーの内の主務教諭に課されているという状況があるのではないでしょうか。指導教諭や各学校園の管理職、指導主事は、その役職に応じた手当が出されておりますが、主務教諭には手当はございません。学校教育ICT推進リーダーとして熱心に取り組まれ活躍されている主務教諭の方もいらっしゃるかと思いますが、何の手当もない状態で学校教育推進リーダーとしての業務を遂行している状況は、不公平さを感じてしまいます。	90名近くいらっしゃる学校教育ICT推進リーダーの取組を１人１人毎年評価し、その評価に応じて、推進リーダーの内の主務教諭の方に手当を出すようにしてはどうでしょうか。逆に、学校教育ICT推進リーダーの内、指導教諭や各学校園の管理職、指導主事の方で、推進リーダーとして期待される業務を遂行することができていない方がおられた場合、その方の給与を減額にする等してはどうでしょうか？そのような「励み」や「緊張感」がある中で職務を行ってこそ、大阪市下の学校園における教育の情報化（ICT活用）の改善がよりいっそう図られていくのではないかと考えます。	総合教育センター教育振興担当（ＩＣＴ推進グループ）	学校教育ICT推進リーダー（以下、「ICT推進リーダー」とする。）は、平成29年度より、大阪教育大学大学院連合教職実践研究科及び大阪市総合教育センター（旧大阪市教育センター）が主催する「学校教育ICT推進リーダー養成プログラム」を修了し、勤務校内外において研修を企画・運営し、教育の情報化を積極的に推進できるスペシャリストとして、その称号が付与されています。 令和５年度からは、総合教育センターにて、より専門性を高めるための研修を実施し、その上でICT推進リーダーの皆様には、勤務校外からの要請に応じた研修や、総合教育センターが実施する研修の講師、実践事例の報告など、教育の情報化を積極的に推進できるスペシャリストとして活躍いただいており、本市のICT活用推進のみならず、児童生徒の情報活用能力の育成にご尽力いただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。	令和６年度は、ICT推進リーダーとしての年間の取組実績を、２月上旬に所属校校長に送付するとともに、年間の取組の成果物として報告いただいたICT活用実践事例を全市に公開しております。 今後は、総合教育センターが実施する研修を充実するとともに、所属校校長に送付する資料の充実等、ICT推進リーダーがやりがいをもって活動いただけるよう努めてまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
8	1	COCOルームの全市配備など、不登校支援における更なる施策の拡充を希望いたします。		教育活動支援担当	本市における不登校支援にかかる施策は、令和２年度より、学習支援及び教育相談の充実を図り、学校生活への復帰や社会的自立をめざした支援として、教育支援センターを運営しております。 また、令和６年度より、学びの多様化学校である大阪市立心和中学校を開校するとともに、大阪市立心和中学校内に不登校にかかる児童生徒・保護者・学校からの相談対応や教員研修をはじめ、保護者支援など不登校支援の総合的な役割を果たすことを目的として登校支援室「なごみ」を併設しております。 さらに、登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒の社会的自立に向けた支援として、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）をモデル校に設置し、モデル校から得られた研究、検証をもとに、各校への支援のあり方について検討してまいります。	令和７年度までの校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）のモデル設置24校について効果検証を行い、次年度以降のより効果的な支援・拡充に繋げていくよう取組みを進めてまいります。	要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
9	1 4	［ミマモルメについて］ 欠席連絡等を電話でなく、入力で行う、ということで一見便利そうに見えますが、システムエラー等の対策はあまりされていないように思われます。 先日も大規模なシステムエラーがありましたが、その説明はあまりなかったと思います。 入力したのに、届いていない、という現象が少ないとはいえ、ゼロでない状況で、システムに依存することで生じるマイナスの側面をもう少しクローズアップしたほうがいいと思います。 システムエラーで欠席連絡が届いていないことで生じ弊害があるという事象が大きな課題として考えてほしいです。 今まで起きていないからではなく、これから起きるかもしれない、という慎重な考え方で新しいことを導入してほしいです。 ［各種調査について（全国学力学習状況調査　学力経年調査　すくすくウォッチ　チャレンジテスト等について）］ 小学校、中学校共に、現在2つ以上の試験があります。分厚いマニュアルが送られてきて、それを読み込まないといけません。そして毎年のように試験のやり方が、変更しています。CBTで行う等、熟読をして、対応している状況です。現場負担が毎年のように増えています。	［ミマモルメについて」 システムで欠席連絡が入ったら、すぐにフィードバックするシステムが必要です。 学級担任が忙しければ、それに代わる人を付けて、折り返しの電話等が確実です。 人件費を節約するためのシステム導入ではなく、最善の教育環境を作るためにシステムを入れるという視点を持ち続けてほしいです。 ［各種調査について（全国学力学習状況調査　学力経年調査　すくすくウォッチ　チャレンジテスト等について）］ 児童生徒のデータを活用している試験については、ＩＣＴを含めた支援可能な人をその都度派遣していただきたい。試験の公正さを求めるためにも、必要だと思います。	初等・中学校教育担当	［ミマモルメについて］ 　『欠席連絡』が届いていないエラーに関しては、ネットワーク環境が原因と考えられます。特に学校側で設定を変更していない限りは、連絡送信後に『完了メール』が送信側に届くようになっています。送信が不完全で終了している場合、『完了メール』が届かないようになっています。もし、それ以外の原因が考えられるようであれば、ミマモルメのコールセンターにお問い合わせください。 　なお、システムエラーの内容通知につきましては、保護者への伝わりやすさなどを考慮し、その内容に応じて説明内容を変えています。 　また、ご提案いただきました『欠席連絡』のフィードバックなど欠席連絡のさらなる業務改善に向けて、今後も取り組んでまいります。 ［各種調査について（全国学力学習状況調査　学力経年調査　すくすくウォッチ　チャレンジテスト等について）］ 　『全国学力・学習状況調査』等の各種調査におけるマニュアルの情報が多く、その内容を把握することが学校にとって大きな負担となっていることは認識しております。しかし、各種調査に関しては多くの学校が対象となり、児童生徒が不利益を被らないよう適切な運営が求められるため、丁寧な説明が必要です。その結果として、マニュアルの情報量の増加に繋がっていると考えます。 　また、情報量の増加につきましては、ご指摘のとおり、その一因として、ＣＢＴ化にかかる新しい取組が入ってきていることがございます。ＣＢＴ化を進めることにより、配慮を要する児童生徒への柔軟な対応が可能となることや、出題の仕方の多様性の充実、得られたデータの活用のしやすさ、調査物資の配送・回収などの負担及び経費削減につながることから、利点も多くございます。	［ミマモルメについて］ 　欠席連絡アプリの活用及び運用に関しては、保護者や教職員を対象に便利な機能についての説明や研修を行うなど、引き続き働き方改革の観点から学校におけるより良い運用に向けて、改善の取組に努めます。 ［各種調査について（全国学力学習状況調査　学力経年調査　すくすくウォッチ　チャレンジテスト等について）］ 　各種調査につきましては、文部科学省や府からの依頼に基づき、事務連絡として各学校園へ内容を伝えています。その伝え方に関しましては、学校園における負担軽減につながるよう内容の精査や簡略化を図り、できるだけ効率的な運用になるよう努めてまいります。ＣＢＴ調査実施につきましては、必要に応じて指導主事による訪問などの支援も可能となります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
10	79	①教務部が充分に機能していないという課題 ・あらゆることに綿密な計画が練られておらず、場当たり的な動きが全体的に多い。その場の思いつきで予定を大きく変えたり、すでに職会で通っていることを変更したりすることがある。また、その変更などが周知徹底されず、一部の職員だけの共有で進んでいくこともある。こういったことが、正しいことだ、当たり前だと思って勤め続ける若手教員が大変気の毒である。 ・ふだんから時間割変更が多く、翌週の時間割が不明なことがあり、授業を円滑にすすめることに支障をきたすことがある。 ・行事がとても多く、精選されず残っているため、授業時数とのバランスが悪いように思う。また、作業が多く煩雑なため、働き方改革の観点からも大きな課題である。 ②学習指導への職員の意識が低いという課題 ・生徒指導に主軸を置くため、授業より生活態度が大切であるという考え方が強かったり、学習より部活動に重きを置く職員がいたりで、生徒の学習意欲が育まれにくく、基礎学力を育む土壌が形成されにくい。また、定期テストやチャレンジテストの結果が芳しくないことに対して、自らの学習指導を反省する職員が少ないので、生徒へのフィードバックも、質も量も乏しい。 ③学校によって職員の待遇が異なるという課題 ・留守番電話機能がない。 ・テレワークがない。他校ではテレワークを利用して自宅で仕事を行っている職員もいると聞く。 ・PTA会費が5,000円と非常に高い。これまでの赴任校は、いずれも1,200円であった。	・管理職の先生方に、働き方改革のいっそうの推進と、公平で透明性のある学校運営をお願いしたい。 ・職員の待遇に関して、委員会等で、転勤によって左右されることがないよう一定の規定等を作り、周知徹底していただきたい。 「地域によって」というのはやめていただきたい。	初等・中学校教育担当 教職員給与・厚生担当 生涯学習担当	①②教育委員会といたしましては、働き方改革の推進と公平で透明性のある学校運営においては、校長の教育的リーダーシップが重要であると考えております。 令和６年11月29日付事務連絡「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえた取組の徹底等についてにおいて「学校教育の教育的価値を検討し、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化を図ること。」と通知されております。 また、文部科学省より「『チームとしての学校』の在り方」において、「教職員一人一人が力を発揮し、更に伸ばしていけるよう、学校の組織文化も含めて、見直しを検討し、人材育成や業務改善等の取組を進める。」と通知されております。 引き続き校長がリーダーシップを発揮できるよう指導助言に努めてまいります。 現在、第２期働き方改革推進プランに基づき、教育委員会と学校園が連携して、教員の長時間勤務を解消し、子どもたち一人ひとりに寄り添うための時間を確保できるようするとともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、様々な取組を進めているところです。 ③小中学校において、留守番電話機能については一律に導入しておりませんが、時間外の電話対応に係る音声ガイダンスは導入しており、平日の電話対応は、原則、小学校では午前８時から午後６時まで、中学校では午前８時から午後６時30分までとし、それ以外の時間については音声ガイダンスを設定することとなっております。 テレワークについては「テレワーク制度の手引き」に記載のある通り、全教職員が対象となっており、校務運営に支障が生じないことや、テレワークによる業務遂行が可能であると校園長が判断した場合に実施することができます。 ＰＴＡは子どもの保護者と教職員がともに会員として協力し、子どもの教育についての理解とその振興にあたることを目的とした社会教育団体です。社会教育団体は、公の支配に属さない団体で自立した運営が求められているため、生涯学習担当といたしましては、団体育成の観点で助言を行う立場で、ＰＴＡ活動の促進に努めております。 ＰＴＡ会費につきましては、ＰＴＡの趣旨をみなさまが共有したうえで、各単位ＰＴＡにおいて十分に話し合い、定めていただくことが大切であると考えております。 なお、単位ＰＴＡのうち定額制で会費を徴収している場合の平均額は、令和５年度実績（PTA活動状況調査）で、小学校4,548円、中学校5,257円です。	管理職研修において、改めて、今日的な教育課題をふまえ、管理職に求められる学校経営全般にわたる専門的資質の向上を図ります。 教員の働き方改革に関する取り組みについては、今後もより一層推進していくことを全市校園長会等を通じて、管理職にも周知してまいります。 教職員のテレワークの実施の可否については校園長の判断となりますが、手引きに基づき、適切な運用がなされるよう早急に周知してまいります。	要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
11	7	高齢者部分休業制度の活用しにくさ	教員が当該の制度を利用したいと思っても、休業時間が１週間に２日間と限定されているため公務の運営に支障があり利用しにくい。もっと短い時間単位（例えば１週間に半日程度等）でこの制度を利用できるよう改善してほしい。	教職員給与・厚生担当	教員の高齢者部分休業については、平成20年1月1日から導入しており、「教育職員の高齢者部分休業に関する条例（平成19年条例第60号）」において、1週間の勤務時間のうち、7時間45分を単位とする15時間30分について取得できる旨、定めています。教育委員会としては、教員の業務内容及び勤務実態等を鑑み、現在の運用としております。	多様で柔軟な働き方が求められている状況を鑑み、制度運用について引き続き調査・研究してまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
12	1 3 6 7	・抄本を小学校に郵送する必要がある。 ・SKIPの学校日誌を記入する際、職員の出張を手で入力しなければならない。 ・SKIPの年度末の集計を自動でしてくれているが、幼児のお便り帳に記入する際に、一人一人の出席日数と事故欠・病欠を合わせた日数を自分で計算する必要がある。 ・特別支援の必要な幼児が多く在籍し、担任が一人で全員の安全を守ることが難しく、幼児に教育的な関わりを実践したいが、安全を守ることで精一杯になってしまう。現在は、幼稚園に支援の必要な子どもが７０名中１０人以上在籍していても、補助に入ってもらえる職員は２名程度です。 ・主任は、いつも笑顔で楽しそうに保育しているが、仕事量が多すぎて、夜遅くまで残ったり、土日も仕事をしているため、主任にはなりたくないと思ってしまい、主任のなり手がいない。	・大阪市の学校園についてはSKIPポータルで送ることができるようにしていただきたいです。 ・各自出張申請をすると、学校日誌に反映されるようにしていただきたいです。 ・SKIPの自動計算で年度末の出席日数、事故欠・病欠の合計を自動計算してくれるようにしていただきたいです。 ・支援の必要な幼児に対して、教諭や講師など、各クラスに１人配置するか、幼児の障害の状態に合わせて幼児〇人に対して１人の加配を配置してもらいたいです。他市は、障害の状態に合わせて幼児１人に対して教師が１人や幼児２，３人に対して教師が１人ついていると聞きました。 ・人手の少なさ、仕事の多さで、担任の業務でさえも、定時に終われるようにすることは難しく、行事前には、土日に仕事をすることがある。その上で、さらに主任の仕事が増えると考えると主任にはなりたくないと思ってしまう。主任は、専任化するか、主任補助という仕事の人を新たに雇うことで、主任のなり手が増えるのではないかと思います。	教育政策課 教職員人事担当	学校における更なる校務のデジタル化・DX化を図るため、校務系システムならびにそれをとりまく業務について、現在の学校現場等における業務実態や課題を調査・分析し、従前の事業別の目的を再整理し、教育施策全体の目的に従って最適化・再編成することで、児童生徒データ利活用、保護者関連機能の充実に加え、教職員の働き方改革に資する次期校務系システムの再構築に向けた検討を、現在進めているところです。令和５年度に学校園システム再編成ワーキンググループが発足し、今後のデジタル化の要件を組み込みながら、今後の学校園システムのあるべき姿について検討を進めております。今回のご提案につきましても、学校業務の課題として上記のワーキンググループで検討してまいります。 支援を要する幼児への対応としましては、平成28年度より、障がいのある幼児の受け入れ、及び保育の充実を図るため、それまでの週30時間の非常勤嘱託員に替えて、保育中の特別支援教育から、保育後の預かり保育までを担当する支援担当講師（フルタイム）を全園に配置しております。 加えて、毎年度、予算主管局であるこども青少年局へ、支援を要する幼児の増加や園の実態等を伝え、予算を確保し、各園の実態に応じて幼稚園介助サポーター（以下「介助サポーター」という。）を配置しております。 また、令和３年度からは教育委員会において、介助サポーターとは別に、特別支援加配として３名の常勤講師を配置し、３園分の介助サポーター予算を他園に割り振ることで、可能な限り、介助サポーターの配置日数の拡充に努めているところです。 引き続き、主任の補佐ができる人材（講師）の確保及び配置に努めてまいります。	今後の学校園システムのご提案につきましては、引き続き、令和７年度においてもワーキンググループにて議論しながら、校務のデジタル化推進にかかる計画を策定し進めてまいります。 また、引き続き、各園の実態を精緻に把握し、質の高い幼児教育の維持と更なる幼児教育の充実に向け、こども青少局と連携し、必要な予算の確保に努めてまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
13	6 7	人材が集まらず欠員が出来ても十分な補充がされず、教職員は疲労困憊している。 教育DXという形でいろんな手当がされているが十分に活かしきれていない。	人材の育成 人材を人財と捉え補充を待つのではなく今いる人財を育成し、お互い助け合えるよりよい職場環境を作るべきだと思う。 そういった中で非常勤職員の皆さんの効率的な配置や、新人育成に関して自分たちが新人時代に諸先輩に ご迷惑をおかけして今があることを思い出し新人の皆さんの立場に立って丁寧な対応を心がける重要性や、。 事業担当主事より管理作業員を同等に考えている方もいらっしゃるが 事業担当主事が如何に重要性が高まっているのかを考えて教員の皆さんに事務負担をさせない様に管理職はもちろん 教育委員会の皆さんにも心を砕いて現場を見て真摯に向き合って頂きたい。 すべての教職員が古い考えを捨て新たな気持ちで取り組める環境作りを期待します。 DXの推進 コドモンなど今あるソフトの活用を各園で報告しあい、研修等勧めていく必要があると思う。 コドモンを出席管理だけではなく保護者との連絡ツールとしてより活用すべきと考えます。 ワードやエクセルなども満足に使えない教職員もいることからオンラインなどで簡単な使い方をテキストや映像で 自主研修出来る体制を作ることをしないのが不思議で仕方ない。 幼稚園の運営でも個々が担当業務に専念出来る様、人財を有効活用して頂きたい。 また各園で取り組まれているDXの活用につき、意見交換がどれくらいなされているのかわからないので、 園長会、主任会はもちろん各研修会で積極的な活用事案につき報告し、どんどん取り入れていってほしい。 予算をつけて頂けるのなら各保育室に一台モニター画面を置き、そこで事前にiPadで記録した動画を流しながら 援助の必要な子どもたちにより多い時間を使えるように保育も工夫してもらいたい。ピアノの演奏や体操を 動画や音源として流しながら個々の園児に教員が触れ合えたらそれもDX活用の一助と言えるのではないでしょうか？	初等・中学校教育担当 こども青少年局幼保施策部幼保企画課 （幼稚園運営企画グループ）	近年、若手教師が増加しているなか、円滑に教師としての資質・能力を向上させ、学びに関する高度専門職として成長していくことができるよう、学校組織として支援していくことが課題となっております。 令和６年11月29日付事務連絡「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえた取組の徹底等についてでは、若手教師を支える体制を構築するため、若手教師と年齢が近い中堅教師や経験豊富なベテラン教師に気軽に相談できるようにするとともに、そのような体制の整備に向けて、若手教師の支援について学校の中で組織的に充実を図っていく必要がある。」と通知されております。 教育委員会としても、校園長のマネジメントのもと、校園内の人材育成に努めるよう指示してまいります。 ご提案のとおり、各園のコドモンの活用方法等について意見交換を行っていただくことは、コドモンの運用にあたって非常に有効と考えます。またコドモンには「お知らせ配信」という保護者への連絡ツール機能がありますので、ぜひ積極的にご活用ください。 幼児期の教育においては、直接的な体験が重要です。しかし、ICT機器を活用することで、直接的な体験だけでは得られない気付きを得たり、体験で得られたものを整理したり、共有したりすることができます。また、活動の前に映像で視聴することによって、イメージや見通しをもって取り組むこともできます。 ICT機器を活用する際には、その特性や使用方法、子どもの発達等を考慮しつつ、一人一人の幼児の興味や関心が広がるような豊かな体験が可能となるよう、活用方法の工夫を図ることが必要です。これらの点に留意しながら、まずは各幼稚園のICT機器の設置状況や活用状況に加え、他都市の公立幼稚園の状況などの実態把握に努めてまいります。	人材育成については、管理職研修において、改めて、今日的な教育課題をふまえ、管理職に求められる学校経営全般にわたる専門的資質の向上を図ります。 ICT機器については、各幼稚園の設置状況や活用状況に加え、他都市の公立幼稚園の状況などの実態把握に努めてまいります。	要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
14	1 2 4 9	子どもたちの学習環境を整備する必要があると感じる。 習熟の教室や特別支援教室に空調機が設備されていないことが課題である。 また、教職員で共通理解を図り、児童に全体で指導・支援できる学校体制が必要であると思う。	必要な教室に空調機を設置して、子どもたちの学習環境を整備することが必要である。 全教職員で見ることができるようにデータで残し、生活指導部会や共通理解が図れる場で共有する。 また、保護者対応する時には、複数の教職員で対応し、正確に全体共有できるようにする必要がある。	インクルーシブ教育推進担当 初等・中学校教育担当	現在、全ての市立小中学校においては、普通教室及び特別支援教室に空調機を設置することとしています。 ただし、障がいのある児童生徒の指導支援を行うため、空調機が設置されていない空き教室を使用する必要がある場合は、学校長を通じインクルーシブ教育推進担当へご相談ください。 また、少人数授業の教室については、空調機が設置されている空き教室を活用いただくよう、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 児童に全体で指導・支援できる学校体制については、校長のマネジメントのもと、教職員が児童や保護者について共通理解を図り複数体制で対応していくことと認識しております。	管理職研修において、児童・保護者対応に組織的に対応できるよう資質の向上を図ります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
15	7	ICTの取り組みを推進するにあたり教員の活用スキルは研修や自己研鑽によってある程度向上させることができると思うが、子どもたちへそれを授業時間内に伝えることは難しいと感じる。	ICT支援員の方などから子どもたちに向けてICTツールの活用のオリエンテーションがあると、授業でもICTを使いやすくなると思う。	総合教育センター教育振興担当（ICT推進グループ）	学習指導要領では、言語能力、問題発見・解決能力等と並んで、「情報活用能力」が学習の基盤となる資質・能力と位置づけられており、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性が強調されています。また、学習指導要領において示された資質・能力の育成を着実に進めるためには、新たに学校における基盤的なツールとなるICTを最大限活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすことが求められています。 「情報活用能力」は、社会の変化が激しく、複雑で予測困難な未来を生きる子どもたちにとって必要不可欠な資質・能力です。学習者用端末の活用を「当たり前」のこととし、子どもたち自身がICTを自由な発想で活用できる授業をデザインすることで、従来は伸ばせなかった資質・能力の育成、これまでできなかった学習活動が可能となります。 本市の子どもたちの資質・能力育成のためにも、各学校におけるICT活用を今まで以上に確実に推進いただくようお願いします。	総合教育センターでは、Google Workspace等の技術的な研修をはじめ、授業づくりワークショップ等、様々なICT活用研修を実施しています。 また、ICTアドバイザーやICT支援員等により、先生方のご希望に応じて授業支援、子どもたちへの操作支援を行っております。 今後も引き続き、研修や授業支援等を通じて先生方をサポートさせていただくとともに、研修及び支援のさらなる充実に努めてまいります。	不要

参 考

（R7.5 月時点）

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について ― 進捗状況等（R5.3 学期・R6.1～2 学期）―

【件 数】

令和 5 年度 3 学期及び令和 6 年度 1 ～ 2 学期の意見提案等（計 48 件）に係る対応策のうち、進捗確認が必要であるもの（※）（計 14 件）について、進捗状況等を報告。

学 期	意見提案数	進捗確認が必要な件数
令和 5 年度 3 学期	13 件 （ 8 名）	2 件
令和 6 年度 1 学期	13 件 （10 名）	6 件
令和 6 年度 2 学期	22 件 （14 名）	6 件
計	48 件 （32 名）	**14 件**

（※）具体的な対応策等について、今後検討または予定等としている事項

【進捗状況等】

進 捗		件数等
対応済	完 了	②：特別支援教育の充実に向けた校長ヒアリング及び巡回指導の**実施** ④：学校園の働き方改革に係る再周知の**実施** ⑤⑨⑪⑫：学校園を通したチラシ配付について専用ページにチラシのデータを**掲載** ⑥：弘済小中学校分校の公印の**制定**及び通送ルートの**新設** ⑩：相談申告機能の相談前の画面に SOS ダイヤル等**追記** ⑬：咲くやこの花中学校への派遣職員に遺漏なく情報提供するよう再周知を**実施** ⑭：給食費額決定通知書を受け取った保護者への周知文に説明を**追記** **（計 10 件）**
	対応方針等確認	⑧：学校徴収金の取扱について、今後の対応方針を**確認** ③,⑦：特別教室の空調整備について、今後の方向性を**確認** **（計 3 件）**
対応・検討中		①：キャッシュカードの導入について **（計 1 件）**
未対応		― **（計 0 件）**

（※）対応済 ：完了したもの、対応方針等が確認されたもの
対応・検討中：引き続き対応・検討するもの
未対応 ：対応等に着手していないもの

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和５年度３学期、令和６年度１・２学期受付分）

	年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
				現状の課題等	提案・改善策等				
①	令和5年度・3学期	5	6	大阪市の施策として教育DXの推進、ワーク・ライフ・バランスの推進がある。事業資金での物品購入に関しては、押印廃止やキャッシュレス決済の導入が進んでいないことが課題である。事業資金を執行する際の銀行での出金、現金出納簿や支出決議書の作成・押印等の業務が、担当者が休業している場合等に特に負担になっている。	１回あたり計２万円まで、１か月あたり合計１０万円までの契約は特名契約で執行を可能としてほしい。他の自治体で少額の特名契約ができているにも関わらず、大阪市はできていない。その理由を開示してほしい。また、教育DXの推進をする中で、法人クレジットカード決済や法人QRコード決済の導入の議論があったのであれば、その経過を開示してほしい。	学校運営支援センター（学務担当）	・大阪市で少額の特名契約ができない理由は、契約制度を所管する部署（契約管財局）の方針により、契約事務のより一層の透明性・競争性を確保する観点から、「少額特名随意契約」ができる金額範囲であっても、比較見積を行うことを基本としており、学校園の契約についても、契約規則の適用を受けるためです。 　なお、具体的な運用については、各所属の契約事務審査会で審議を行い定めることとなっており、教育委員会事務局においても学校での運用については、教員及び学校事務職員も構成員に含む契約事務審査会校園部会において定めております。現在、予定価格５万円以下の「少額特名随意契約」については、例外とされており、学校園においても「工事以外の請負」「工事の請負」「業務委託」について、５万円以下の「少額特名随意契約」が認められているところです。 　「物品購入」に関しては、各学校で年間計画を立てて、必要な時期にまとめて契約・購入する場合が多く、緊急に必要になったものは事業資金で対応可能（予定価格２万円以下は比較見積不要）としており、事業資金は「少額特名随意契約」より事務手続きを簡略化しているものになります。 ・事業資金等で執行する際の負担の、銀行での出金業務の負担軽減につきましては、希望する学校にはキャッシュカードによる出金業務が導入できるように少しでも改善に努めてまいりたいと考えております。 ・現時点では、法人クレジットカード決済や法人QRコード決済の導入の議論は行われておりません。大阪市における公金の執行全体に関わるものであるため、関係局の動向の把握に努めてまいります。 ・今後も、学校現場の業務整理や効率化に取り組んでまいります。	キャッシュカードの導入につきましては、不適正事務の防止策などを含め事務処理マニュアルを策定し、**令和6年度内を目途に**、希望する学校において利用が可能となるように**進めてまいります**。	キャッシュカードの導入につきましては、負担軽減の観点から、出入金が頻繁で負担が大きい学校徴収金について、令和６年２学期から試行導入を行いました。 令和７年度は、事務処理マニュアルを整備し、全校展開していきます。 なお、事業資金にかかるキャッシュカードの導入につきましては、上記学校徴収金における導入を踏まえ、ニーズ調査と充分な検証を行い、その結果をもとに慎重に検討を進めてまいります。
②	令和5年度・3学期	6	1・4	・特別支援学級在籍児童生徒の評価・評定の問題点 ①大阪市では、週の半分以上の交流及び共同学習を実施しています。 ②教育委員会は、その理由付けとして、「特別の教育課程を通常学級の教室で行っている」としています。 ③文科省通知との整合性については、上記②をもって問題ないとしています（令和４年３学期受付提言）。 ④しかし、中学校では、通常学級で学ぶ特別支援学級在籍生徒は、通知表を５段階で評価されています。 ⑤特別の教育課程を組んでいるにもかかわらず、通常学級と同じ評価基準で評価されている状況です。 ⑥この場合、通常の教育課程に合理的配慮を行って評定を行うという説明がつきません。特別の教育課程だからです。支援学級担任がつくった特別の教育課程をサポーターが「入り込み」で支援し、通常の教育課程を実施する教科担任が評価、評定を行う現状です。 ⑦特別の教育課程を組んでいる場合、なぜ教科担任が通常の教育課程の評定をつけられるのか。根拠が不明です。 ⑧「原学級保障」の美名のもと、下学年のドリルを交流学級で行っている現状です。 ⑨通知表の評定を気にして、特別支援学級の教室でも通常学級の提出物をこなしているだけか、ドリルに取り組ませているだけです。 ⑩上記⑧と⑨のもと、特別支援学級の担任は、専門性を発揮できていません。また、スキルアップする動機も乏しいです。 ⑪すくなくとも、教委が発行している『就学・進学相談に関するQ&A』には評価・評定のルールは記載されていません。 ⑫また、特別の教育課程を組んでいるのであれば、入り込みの要員は、特別支援学級担任に限定されると考えます。しかし、サポーターが入り込みしています。これは、特別の教育課程を組んでいるにもかかわらず、背理だと考えます。 ⑬令和４年３学期受付の政策提言では、指導主事が特別の教育課程を組んでいるか確認する、との対応がありました。しかし、本校では依然として宿題の補助、市販のドリルを取り組ませており、およそ特別の教育課程を組んでいるとは言えない状況です。	（１）『就学・進学相談に関するQ&A』改訂 ①大阪市の統一ルールを検討の上、明記し教員が就学相談の指針にできるようにすること。 ②具体的には、評価・評定のルールを明記すること。 ③特別の教育課程を組んでいる場合は、通知表の評定は、「ー」（ハイフン）となることを明記する。この点は、特別の教育課程を組んでいることの当然の帰結です。東京都をはじめ、当然の運用です。 （２）特別支援教育コーディネーターガイドブックの改訂 ①特別支援学級では、特別の教育課程が実施されることから、通常学級の補習や宿題補助は認められないことを明記する。 ②特別支援サポーターは、特別の教育課程を組んでいる生徒の入り込み支援はできないと明記すること。 ③特別の教育課程を組んで交流学級で学ぶ生徒の入り込み指導は、特別支援学級担任が行うことを明記する。 （３）管理職などへの周知徹底 ①特別支援学級在籍生徒の評価・評定のルールを管理職はじめ教員に研修等で周知すること。 ②特別支援学級で宿題補助のみしているなど不適切な例には、管理職から特別支援学級担任を指導するよう促すこと。	インクルーシブ教育推進担当	ご指摘いただきました内容につきましては、次のように考えております。 本市では、これまでより進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に向け、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、ともに学ぶしくみである「インクルーシブ教育システム」の充実と推進に取り組んでいます。また、障がいのある児童生徒の自立及び社会参加を見据えて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう通常学級、通級による指導、特別支援学級等多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めています。 (1)①②③につきまして、学習評価は、学校における教育活動に関して障がいのあるなしに関わらず、児童生徒の学習状況を評価するものです。特別支援学級に在籍する児童生徒は、一人ひとりの発達段階や、障がい状況によって学習状況が違うため、丁寧に把握したうえで適切に観点別学習状況の評価や評定、個人内評価が行われるものと考えております。また、通知表等につきましては、学習状況等、児童生徒一人ひとりの状況に応じて学校が独自に作成し、児童生徒を通じて保護者に伝えるものであるため、評定を「ー」（ハイフン）としなければいけないとは考えておりません。 (2)①③につきまして、教育課程は学校において編成されるものであり、特別の教育課程においても同様となります。宿題補助等については、それだけをもって個別に応じた学びとは言えませんが、復習のために宿題を活用すること等は想定されるため、全く認められないとは考えておりません。また、指導形態につきましても、学ぶ場所ではなく、学ぶ内容が大切であると考えます。そのため、本市においては多くの児童生徒が、通常学級の中で、児童生徒の発達段階に応じた特別の教育課程を編成し「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、学びが行われています。 ②につきまして、特別支援教育サポーターは、指導者ではなく支援者であり、管理職を始めとした教員の指示のもと支援にあたります。そのため、ご指摘いただいている、通常学級で学ぶ際に特別支援教育サポーターが支援を行うことはあり得ます。しかし、児童生徒に対して指導を担うのは教員となりますので、指導を行うことはあり得ません。引き続き、特別支援教育サポーターの業務内容等の周知に努め、適切に運用してまいります。 (3)①②につきましては、校長に対して、特別支援教育の内容及び教育課程編成等に関する研修を実施するとともに、校長へのヒアリングや指導主事が行う学校訪問において「特別支援学級在籍児童生徒の学び」や「特別の教育課程」が履行されているかを確認してまいります。また、特別支援学級での学びについて、授業の振り返りや発達段階に応じた学びの場の検討について周知・徹底してまいります。特別支援学級在籍児童生徒が、同じ場で学ぶことだけでインクルーシブ教育としてはいないか、一人ひとりの学ぶ内容や学習目標に基づく振り返りを実施しているか等、障がいのある児童生徒の確かな学びと必要な支援の充実に努めます。	・令和６年４月16日、校長を対象とした教育課程の編成方法や考え方を含めた特別支援教育に関する研修を実施いたしました。 ・令和６年９月、全学校の校長を対象とした特別支援教育に関するヒアリングを**実施予定**です。 ・指導主事の学校訪問等において、特別支援学級在籍児童生徒の学びが、「特別の教育課程」に基づいて実施されているか確認及び指導助言を行うとともに、インクルーシブ推進スタッフや巡回アドバイザーによる巡回指導を実施し、教員に対しても児童生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学習の内容や指導方法等についての助言を行います。 ・上記のヒアリングや指導主事等の学校訪問等を通して、本市の特別支援教育の考え方を周知するとともに、各校における特別支援教育に関する実情を把握し、課題に寄り添った適切な指導助言を行いながら、障がいのある児童生徒の確かな学びと必要な支援の充実に努めます。	・令和６年９月４日から２６日に指導主事による特別支援教育に関するヒアリングを全校長に対し実施し、各校の実情を把握しました。 ・指導主事による学校訪問の他、インクルーシブ教育推進スタッフによる学校訪問（１０３６回）、巡回アドバイザー（通級含む）による巡回指導（１１７５回）を実施し、教員に対しても児童生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学習の内容や指導方法等についての助言を行いました。

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和５年度３学期、令和６年度１・２学期受付分）

	年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
				現状の課題等	提案・改善策等				
③	令和6年度・1学期	2	1	本校の特別教室（理科室、図工室、家庭科室、特別支援学級教室（4か所のうちの1か所）に、冷房の設備がありません。（冬はガストーブで暖房します）授業をしている側の教職員も、受けている側の児童も、熱中症リスクを負いながら学習しています。屋外だけでなく、室内でも熱中症リスクがあると養護教諭からいわれていますが、設備がないのでどうすることもできません。熱中症指数を示す温度計は、冷房のない教室だと、室内でもアラームが鳴りっぱなしになります。学校によっては、特別教室に冷房設備があるところもあると聞いています。同じ大阪市の学校に通学する児童、勤務する教職員で待遇に差が生じるのは理解ができません。学校間で格差が生じないようにしてほしい。また、冷房設備のある普通教室の一部においても、冷えない、冷えが悪いなどの苦情が児童や保護者、教職員から上がります。エアコンの業者に点検してもらうと、機械としては正常に動いているが、近年の猛暑に対して、室外機のエンジンパワーが不足しているので、どうすることもできないと言われます。	特別教室を含む、すべての教室に、十分な出力のある冷暖房設備の導入を求めます。また、古くなった既存の冷暖房設備を更新する際には、よりパワーの強い、使える冷暖房設備の導入を求めます。	施設整備課	特別教室のうち、音楽室、図書室、パソコン教室及び中学校調理室については、現在、全ての学校において、冷房設備を設けております。 空調設備の無い特別教室についても、冷房設備導入の必要性は認識しており、令和３年度より冷房設備を導入するための「大阪市立小・中学校空調整備事業」の検討に着手し、令和６年４月に事業者の入札募集を行いましたが、同年７月に入札参加者からの辞退申し入れがあったため、入札が中止となりました。今後の取り扱いについては、現在、検討しているところです。 普通教室の冷房装置について、業者よりエンジンパワーが不足しているというご意見もあるようですが、現在設置の機器については、普通教室１室分の冷房及び暖房運転における空気調和能力を満たすものを備えております。 冷えない原因につきまして、学校現場からの聞き取り等から、冷房機器の過酷な運転状況も一因と考えられます。特に、最低温度設定での間欠運転（数分おきのON-OFF操作の繰り返し）、エアフィルターへの埃の堆積は、冷房機器の効きの悪さに直結する要素となっておりますので、改めて、日常の機器の取り扱い及び維持管理にご留意いただきたいと考えております。	特別教室空調整備事業の今後の取り扱いについて、**令和６年度内を目途に、**他の空調整備事業との調整も含め、方向性の**検討を進めてまいります。**	特別教室の空調機整備の方向性については、現在も、建設市場における設備工事の需給ひっ迫や急激な物価上昇が続いており、引き続き検討する必要が生じております。 そのため、当面の対応といたしまして、令和８年度以降に、管理諸室や特別教室の既設の空調機の更新工事を発注する際には、未整備の特別教室への空調機の新設も併せて実施することとし、可能な範囲で整備を進めてまいります。
④	令和6年度・1学期	3-1	7	年度開始から1学期始業式、給食開始までの期間が短すぎます。 （学校の裁量で１日遅らせることができますが、学級開きの日に給食があるのも大変です。） まず、４月１日に新転任の方をお迎えし、学校のシステムを理解して頂くだけでも時間は必要です。 しかも、時間を必要とする新任の先生に限って、新任研のために学校で過ごせる時間がさらに削られます。 そんなタイトな日程の中で、児童のクラス編成をして、遠足の行先と副教材を決めて、予算を確定し、配布物を準備し、新しい校務分掌の内容を理解し、一回目の職員会議に向けて準備をして、５日には入学式を迎えるので、その準備、設営もしなければいけない。 全く、余裕がありません。児童の名簿作成や予算の確定など、少しのミスも許されない繊細な業務を求められるのであれば、せめて５日間は必要です。 特に、本校のように小規模で、教員の数が少なく、校務分掌は兼任を強いられ、子育て世代の先生方は保育事情等で休みがちなると、集まって話をする時間を合わせるだけでも大変です。 そんな中で、ようやく入学式が終わったと思ったら、土日を挟んで始業式が月曜日、給食開始が火曜日、というのも全く余裕がありません。 最終手段として、土日に家で仕事をするべくパソコンを持ち帰ると、SKIPポータルはエラーで何もできませんでした。	せめて１日でいいので、猶予が頂きたいです。 新年度の初日を１日目とすると、６日目が入学式、８日目が始業式、９日目が給食開始、ぐらいにしていただかないと、余裕をもって準備ができません。 余裕がない中で、例えば、名簿の名前を間違えてしまった、あるいは、徴収金の予算をミスしてしまった、そのような事案が発生したとき、多大な批判に晒されるのは、現場の教員です。 日程は動かせない、というのでのであれば、土日にSKIPを使えるようにしてください。そして、テレワークでの振替勤務を認めてください。 今年度、私は教務主任６年目ですが、それでも大変だと感じました。改善を強く要求します。	初等・中学校教育担当 学校運営支援センター（システム担当）	年度当初においては、短期間に行うべき業務が多岐にわたることは認識しており、教育委員会においては、教職員の業務負担の軽減を図れるよう取組を進めているところです。 令和５年11月29日付け事務連絡「『教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）』を踏まえた取り組みの徹底等について」において、各校においては、授業時数や学校行事の在り方について点検・見直しを行い、指導体制や教育課程の編集の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画を立てていただくよう通知しております。改善の方法につきましては、例えば、業務が集中する学期始めや学期末は授業時数を調整し、放課後の時間を有効活用するといった工夫をしている学校もございます。 また、始業式の日程につきましては、令和６年２月19日付け事務連絡「始業式・終業式（修了式）の弾力的な運用における内容の変更について」で通知し、各校園の実情に合わせて活用していただいております。令和６年度1学期については、12校の小学校で始業式を後ろ倒しする運用を実施しております。入学式の日程につきましても、各校園の実情に合わせて日程を決定していただいているところです。	令和５年５月に第２期「学校園における働き方改革推進プラン」を策定し、学校園と教育委員会が一体となって取り組んでいるところでありますが、令和６年度内に、学校行事や始業式等について、管理職のリーダーシップのもと学校組織マネジメントにより、学校園の実情に応じて運用できることの**再周知や好事例の共有等を行う予定**です。	令和６年11月29日付け事務連絡「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえた取組の徹底等について」にて、各学校園の実情に応じて、各取組を推進いただくよう改めて周知しました。 その中で、学校行事について以下のとおり通知しております。 「学校園行事についても、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校園行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、学校園行事の精選・重点化を図っていただきますよう、お願いいたします。」 あわせて、教育課程の工夫例「教育の質の向上を目指すための教育課程の工夫について」をお示し、以下のとおり通知しております。 「各校の実情に合わせ、週当たりの授業時数を減らしたり、小学校40 分・中学校45 分授業を導入したりすること等による時間確保を行い、児童生徒の指導・支援、教材研究や会議・打合せの時間など学校裁量の拡大を図ることにより、教育の質の向上を図っていただきますようお願いします。」 今後は、各学校の取組状況の把握に努めてまいります。 また、始業式等の弾力的運用については、幹事校長会において改めて周知しました。 令和７年度１学期については、幼稚園で２園、小学校で16校、中学校で４校が、始業式の日程を後ろ倒しする形で実施しました。

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和５年度３学期、令和６年度１・２学期受付分）

年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等				
⑤ 令和6年度・1学期	3-2	7	周知文書等の配付について、依然として、現場の負担が大きすぎます。 １． 委員会から配付依頼があるものは、配付物が学校に到着するまでにタイムラグがあり、無許可の鑑文もない配付物が殺到したときなどは、「あれ、これって配付依頼あったっけ？？」と調べるのに時間がかかります。 しかも、配付依頼の手段が文書連絡であったりSKIP掲示板であったりするため、それを全て検索しなければなりません。「配付」で検索しても出てこなかったものが、「配“布”」や「周知」で出てきたこともありました。色んなところで色んな言葉で検索するのは、手間でしかありません。 ２． 事前に配付許可の電話を頂くこともあるのですが、教育委員会や校長会から配付の許可は出たが、「教育委員会所管の学校における周知文書等の配付に関する要綱」のことは知らなかった、という企業もありました。伝わっていないのでしょうか。 こういう電話が来るたびに、その場で要綱を検索して頂いて、あるいは一度確認して頂いてから時間を置いてまた電話を頂いて、内容が基準を満たしていることを確認し、20部ごとに仕分けをお願いする等、配付許可の電話対応にも時間を取られています。 ３． 何の予告もなく配付物が届き、20部ごとの仕分けがされていないので、こちらから電話をして確認した、という例もあります。 要綱を知らなったという企業が多いだけでなく、「20部ごとの仕分けが難しいので、委員会（もしくは校長会）から、仕分けを省略していいと事前に許可を得た」という企業もありました。特例を認められてしまったら、結局仕分けの手間は現場の負担になります。 ４． 公共交通機関の無料乗車証の引換券など、家庭の経済的利益に直結するような配付物は、大阪市内の学校に一律に配付されている以上、本校だけ断るわけにいかず、休みの児童にも確実に配付しないといけないわけで、担任の心理的な負担がとても大きいです。特に学期末は、大量のテストや通知表など、返却ミスが絶対許されない緊張感に包まれます。そのような状況で、ミスの許されない配付物が追加されるのが、本当にしんどいです。 ５． 委員会や校長会で、「このくらいならいいだろ」と許可された一つ一つの配布物の積み重ねが、現場では相当な量になっています。3日ほど欠席した児童の机の中が、大量の配付物で埋め尽くされている、という光景もよく見ます。（特に7月）もちろん、児童の貴重な学習時間も削られています。（特に１年生）	１． 配付の許可を出した企業に、許可をした委員会や校長会が許可証みたいなものを渡し、配付物に同封できませんか。それだけで、こちらが過去の通達を検索する手間が省けます。 ２． 要綱の存在を伝えるのは、学校の仕事なのでしょうか。許可を出した段階で、確実に伝えていただきたいです。 ３． 結局、例外を認めるのであれば、現場の負担は減りませんよね。20部ごとの仕分けは、絶対守っていただきたいです。 ４． 家庭の経済的利益に直結するものを配布するのは、学校の負担が大きすぎます。これは、即座に廃止していただきたいです。 ５． そもそも、学校で紙媒体を児童全員に配布する仕組み、廃止できませんか？ 現場にとって、デメリットが大きすぎます。 反面、玄関の棚等に配架して、児童が下校時に欲しいものだけ自由に持って帰る、というシステムは、配付元にとっても、興味のある児童にとっても、Win-Winだと思うので、そのくらいの協力はさせていただきます。	教職員給与・厚生担当 初等・中学校教育担当	学校に届く周知文書等の取扱いにつきまして、学校での配付が必須となる場合は、教育委員会事務局の各担当課から学校あての文書連絡により配付依頼を行います。それ以外のものについては、校園長が配付の判断を行うものとしており、担当課から学校へ周知する場合は、SKIP掲示板に掲載する取扱いとしております。 １． 周知文書等の配付については、教育委員会事務局や校長会の許可によるものではなく「教育委員会所管の学校における周知文書等の配付に関する要綱」（以下、「要綱」という）に基づき、団体等が配付の依頼を学校園へ行うとともに、校園長によって配付の判断ができるものとしています。 また、団体等から教育委員会事務局に配付依頼があり、各担当課から学校へ周知する際は、SKIP掲示板に掲載する取扱いとしておりますが、SKIP掲示板の掲載と実際に配付されるまでの期間にタイムラグが生じていることや、誤って文書連絡を活用した依頼になっているご指摘もございますので、是正するよう関係課へ周知してまいります。 加えて、教育委員会事務局へ事前に配付依頼の相談があった団体等に対しては、今後も要綱の遵守に努めるように促してまいります。 ２． 要綱については、大阪市のホームページに掲載しており、広く周知を図っています。今後、ホームページ上での情報発信がさらに充実するよう検討してまいります。 ３． 要綱では、配付の手続きとして、周知文書等を20部を１単位として結束等を行ったうえで、学校へ送付するものとしており、団体等によって例外を認めているものではございません。 ４． 本市等の施策についての周知文書等につきましては、幼児児童生徒や保護者にとって有益であることから、文書連絡による配付依頼を行っています。学校園への配付時期につきましては、学校園の負担が少しでも軽減できるよう関係機関と調整、検討してまいります。 ５． 現在の取扱いにつきましては、周知文書等を学校園に送付する場合は、ＰＤＦデータも併せて各学校園にメールで送付することとしており、校園長の判断により、保護者への周知文書等をＰＤＦデータで学校ホームページへ掲載したり、欠席連絡等アプリでの配信等による対応も可能としております。	・各担当課から学校園への依頼の取扱いについては、令和４年７月にSKIP掲示板に掲載するよう、関係課へ周知を行っていますが、あらためてSKIP掲示板の活用の徹底や掲載から配付までのタイムラグを縮めるよう、関係課に対して９月24日に再度周知を行いました。 ・要綱については、これまでの周知に加えて、令和６年９月２日に大阪市ホームページ上に「学校園における働き方改革の推進プラン」のコンテンツを作成し、そのなかでも周知を行いました。 ・現行の取扱いについては見解に記載のとおりとなりますが、今年度よりデータ化による取り組みを始めたところでもあり、取扱いが十分に浸透していないことや、ＰＤＦデータによる欠席連絡等アプリでの配信において、重要な学校通知と混在してしまう課題があります。それでも、今後できる限りデータ化による対応を進めていくことは、配付物の対応に係る時間を削減し、学校園の業務負担軽減に有効な手段であると認識しています。 ・周知文書等の配付に関する取扱いについては、これまでも様々なご意見を頂戴しているところであり、今後、これらの取組による状況の変化等を注視するとともに、年間を通じてチラシ等が各学校園に送られてくる頻度や数量、団体名等についての調査や各学校園の意見を聴取するなど、**検証に努めてまいります。**	令和７年７月より、学校園を通した子どもたちへのチラシの個別配付は今後行わず、市ホームページ内にチラシ掲載専用ページを作成し、そこにチラシのデータを掲載することとします。また、本市部局や外部団体からのチラシ配付依頼は、学校園ではなく教育委員会事務局に設置する窓口で一括対応し、掲載の可否を判断することで専用ページにデータを掲載します。 外部団体や本市機関が作成したイベント等のチラシ・情報誌などを対象としますが、本市施策によるもの等で教育委員会事務局設置窓口が配付が必須と判断するものは、従来通り文書発送機能を使い、事務連絡を発出して学校園を通して配付します。 ただし、令和７年度は移行期間として位置づけ、既に印刷準備や予算を確保した事情がある場合は、今回限り校園長が認める場合に限り、学校園を通した紙による配付や配架を可能としたいと考えています。令和8年度からは本格実施となり、紙で配付していたチラシも来年度は紙で配付できません。 具体的な手段として、令和7年度から会計年度任用職員を2名採用し、教育委員会事務局指導部初等中等教育担当に配置します。さらに、行政オンラインシステムで申込・受付を行い、専用ページへの掲載を行います。 専用ページでは、保護者に見てもらえるような工夫を検討するとともに、教育委員会Xや大阪市公式LINEなどを活用して周知することで、積極的な広報を図ります。 今年度は、チラシの配付受付を窓口で一括して行うことで、学校園に届くチラシの内容・数量を把握し、この取り組みでどの程度の削減効果があるかを検証し、令和8年度以降の運用につなげたいと考えています。

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和５年度３学期、令和６年度１・２学期受付分）

	年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
				現状の課題等	提案・改善策等				
⑥	令和6年度・1学期	4	1	平成２３年に児童自立支援施設「大阪市立阿武山学園」の敷地内に既存の設備を間借りする形態で弘済小中学校分校が設置されました。これまで歴任された学校長のご指導のもと、学校教育目標達成のための様々な活動を行ってきましたが、前述の通り 校舎、体育館、プール、運動場全ての設備が阿武山学園の所有となっており、学校の判断で修繕さえできません。雨漏りの修理も予算の都合とのことで半年放置されました。教室の蛍光灯がつかなくなってもすぐには対応して頂けません。美術室がなく理科室で美術の授業を行っています。校舎に誰でも自由に立ち入れるため、数年前には不審者が授業中に校舎内を駆け回る事案もありました。 また、分校であるがゆえに公印が必要は書類は吹田の本校まで持参して押印してもらわなくてはいけません。受験する中学３年生の調査書などの重要個人情報の書類を大量に校外に持ち出すリスクを抱えております。当然、公印押印という作業に膨大な時間と出張旅費を必要とします。入学式、卒業式などの式典で使用する校旗も都度移動せねばなりません。 通送も対応してもらえず本校と分校の兼務教員が一度自宅に持ち帰り、翌日分校に届ける対応が学校設置以来続いています。兼務教員が通送で本校に届いた重要書類を自宅に持ち帰ることは、場合によっては個人情報の取り扱い上不適切な対応を強いることになります。	現状の弘済小中学校分校を一つの学校として再設置して頂きたい。学校長、事務係もちゃんと配置された学校として整備することで教員が働きやすくなるだけでなく、子どもたちにもより手厚く教育活動が提供できると考えます。そのためにも「学校」としての機能を備えた校舎を建設して頂きたいです。現在の阿武山学園の敷地内に必要な分の土地を譲り受けて教育委員会で購入（もしくは地代を払って借りる）してはどうでしょうか。一年を通じて転入生を受け入れるため、年度当初は生徒の在籍数が少なく、教員の配置などに配慮して頂けないようですが、毎年６０人くらいの在籍数となります。確実に教員のマンパワーと設備が必要となるのです。これは分校教員全員の願いです。様々な事情を抱え、学校に馴染めなかった子どもたちに熱意をもって向き合い、学ぶ喜びに気づかせたいと思いからの提案です。どうかご一考頂きたくよろしくお願いいたします。	学事課 総務課 教職員人事担当	児童福祉法が平成９年度に改正され、児童自立支援施設にも学校教育の導入が求められることとなり、本市においては、平成23年度に阿武山学園に学校教育の導入を図るため、弘済小中学校分校が設置されました。全学年が在籍していない小さい規模の学校であることや、弘済小中学校の教育のノウハウも活かしてより効果的に教育指導ができると考えられたことから、弘済小中学校の分校として設置されました。 弘済小中学校分校の管理運営に関しては、「大阪市立阿武山学園における学校教育の実施に関する覚書」（以下、「覚書」という。）において定められており、施設等の改修、修繕、光熱水費等の維持管理にかかる経費はこども青少年局の負担、ただし、学校教育に使用する施設等の建替等の改修工事を行う場合については、こども青少年局と教育委員会事務局で協議の上、決定することになっております。 雨漏りの対応について確認したところ、令和３年度に弘済小中学校分校から準備室と理科室の一部の床に雨漏りによる劣化報告があったため、こども青少年局側で調査を行い、床全面改修工事と屋上防水工事の予算確保を実施し、令和４年度設計、工事で計画を進め、実施しました。 （予算要求額：屋上防水工事13,750千円　床全面改修工事　35,076千円） 大規模の工事となるので、年度内に実行予算を確保し、設計・工事を発注することは困難であったため、令和３年度については、こども青少年局で屋上防水の漏水原因とみられる部分の仮補修を実施しました。床部分については、次年度に全面改修を行うことからも、部分的な緊急工事はこども青少年局での対応が難しかったため、協議の上、床の部分修繕は、教育委員会の予算により令和３年度に緊急工事を実施しました。 蛍光灯の対応につきましては、蛍光灯の交換であれば直ちに応じることが可能ですが、安定器の交換が必要な場合は、こども青少年局の職員が対応するため、時間がかかる場合も考えられます。いずれにしても、教育活動に支障が出ないように、覚書に基づいた適切な管理運営が行われるよう、教育委員会事務局とこども青少年局で再確認を行ってまいりたいと考えております。 学校の公印につきましては、大阪市教育委員会公印規則に基づき適正に取り扱う必要があり、同規則で学校の公印は学校長の監守責任のもとで厳重に管理することとされており、現状、分校を設置している学校においても、一つの公印を本校の学校長の監守責任のもとで押印する運用が行われています。 一方、現在、教育委員会事務局におきましても国の動きも踏まえつつ学校園における不必要な押印の見直しに取り組んでいるところであり、進路関係に関しては、今年度から府立高等学校の入学者選抜においてWEB出願に変更されるなど、従来必要とされた公印押印の廃止・省略が進められているところと認識しています。 今回のご提案につきまして、こうした公印押印の廃止・省略の進捗を踏まえつつ、分校において公印押印が必要とされる文書の内容やその頻度なども含めた学校のニーズや本校・分校間の立地条件など個別の事情も勘案し、本校・分校それぞれの校務運営が適切かつ円滑に行われるよう、対応を検討してまいります。 弘済小学校本校・分校あての通送につきましては、現時点では市外遠方に所在があることから北区役所を受け渡し場所として設定しておりますが、今後、所要時間や費用及び頻度を精査し、通送ルートに含めるかどうか検討してまいります。	覚書の内容について、教育委員会事務局とこども青少年局で再確認し、覚書に基づいた適切な管理運営を実施し、対応内容については学校への説明を丁寧に行うなど、学校の教育活動が円滑に行われるよう、努めてまいりたいと考えております。 公印につきましては、本校・分校も含めた学校のニーズ及び今年度の進路関係等の公印押印の頻度などの実情を踏まえ具体的な検討を行い、**令和６年度中に対応方針を決定**したいと考えています。 通送につきましては、**令和７年３月を目途に**、通送ルートについて検討を行い、**方向性を決定**したいと考えております。	令和６年10月31日に、阿武山学園において、阿武山学園長・副園長、弘済小中学校分校校長・教頭、教育委員会事務局関係課長級、こども青少年局関係課長級で、覚書の再確認、現状の課題共有、今後の対応について話し合いを行いました。その際に、意見提案において課題として挙げられていた、施設の修繕や蛍光灯の交換等はこども青少年局の負担であることを確認し、今後、覚書に基づく協議が必要な場合や疑義が生じた場合は、学校長が阿武山学園長と協議するのではなく、教育委員会事務局とこども青少年局で協議し、協議結果を学校にも丁寧に伝えることにする等、今後の学校の教育活動が円滑に行われるように調整いたしました。 公印につきましては、検討の結果、令和７年２月10日付けで大阪市教育委員会公印規則を改正し、「大阪市立弘済小学校印　大阪市立弘済小学校分校専用」「大阪市立弘済中学校印　大阪市立弘済中学校分校専用」の学校印及び「大阪市立弘済小学校長印　大阪市立弘済小学校分校専用」「大阪市立弘済中学校長印　大阪市立弘済中学校分校専用」の学校長印を新たに制定しました。 通送につきましては、所要時間や費用及び頻度を精査した結果、市外遠方に所在がある弘済小学校本校・分校及び長谷川小・中学校において、通送ルートを新設することとしました。今後、関係課と協議し、契約締結に向けて進めてまいります。
⑦	令和6年度・1学期	7	1・4・その他	現状、特別教室にエアコンが整備されていません。真夏日を記録する日が増加している昨今、理科、音楽科、美術科、技術科、家庭科など実技を伴う教科では、なるべく普通教室を使うように工夫はしていますが、ミシンがいる。薬品がいる。などの理由で特別教室でしか実施できないものもあります。扇風機のみで対応している教室もありますが、理科の実験で、ガスバーナーを使用するときは安全の観点から窓を開けたり、扇風機を使用することはできません。 真夏日を記録するような日に、そのような学習環境のもとガスバーナーを使った授業を行い、熱中症で倒れるなどの問題がおこった場合のことを考え、児童生徒のためを思って行いたい実技を伴った授業ができない現状があります。私たち教員は、児童生徒のために行いたいと思っていますし、管理職や行政職からは実験など主体的な授業の実施をすすめられますが、これらの事情の板挟みになっています。 また、児童生徒だけでなく、教員の勤務環境としても熾烈な環境です。児童生徒は1日の中で45分、もしくは50分の授業に耐えれば良いのですが、私たち教員は1日中そのような環境で仕事を行い、命の危険を感じる場面もあります。	特別教室にもエアコンを設置していただきたい。	施設整備課	特別教室のうち、音楽室、図書室、パソコン教室及び中学校調理室については、現在、全ての学校において、冷房設備を設けております。 空調設備の無い特別教室についても、冷房設備導入の必要性は認識しており、令和３年度より冷房設備を導入するための「大阪市立小・中学校空調整備事業」の検討に着手し、令和６年４月に事業者の入札募集を行いましたが、同年７月に入札参加者からの辞退申し入れがあったため、入札が中止となりました。今後の取り扱いについては、現在、検討しているところです。	特別教室空調整備事業の今後の取り扱いについて、**令和６年度内を目途に**、他の空調整備事業との調整も含め、方向性の**検討を進めてまいります。**	特別教室の空調機整備の方向性については、現在も、建設市場における設備工事の需給ひっ迫や急激な物価上昇が続いており、引き続き検討する必要が生じております。 そのため、当面の対応といたしまして、令和８年度以降に、管理諸室や特別教室の既設の空調機の更新工事を発注する際には、未整備の特別教室への空調機の新設も併せて実施することとし、可能な範囲で整備を進めてまいります。

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和５年度３学期、令和６年度１・２学期受付分）

	年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
				現状の課題等	提案・改善策等				
⑧	令和6年度・1学期	10	9・その他	学校徴収金の取り扱いについて、口座振替が振替不能となった、または、現金徴収を希望している保護者については、学校へ直接を持ってきてもらいます。現金を受領した場合、当日中、金融機関が営業時間外の場合は翌日中に入金することとなっており、大変な負担となっています。（６月については、勤務日２０日に対して、１５日程度入金のため銀行に行きました。）本校の場合、１回あたり３０分程度かかり、学校によっては、取り扱い金融機関が離れている場合もあり、これ以上に時間がかかっているケースもあると思います。保護者から預かるお金で厳密な管理が必要なことは重々承知ですが、もう少し柔軟な取り扱いができないでしょうか。ご検討お願いいたします。	毎日、金庫内保管チェックリストにて、現金の管理を行っており、少額の金額であれば、一定期間の保管は問題ないと考える。例）５万円以下であれば、その都度の入金を必要とせず、１週間分を月曜日に入金する　など。	学校運営支援センター（学務担当）	学校徴収金の収納につきましては、口座振替による収納を基本としておりますが、やむを得ず現金で徴収する場合がございます。 本市における現金の収納については、大阪市会計室が定める「現金収納保管事務マニュアル」により、収納をした現金は、その翌営業日までに指定金融機関に払い込まなければならないことが定められております。 学校徴収金につきましても、保護者から預かる大切な財産であり、公金に準じた取扱が求められることから、教育委員会事務局の「学校徴収金会計基準」において、「収入金の預け入れは、即日を原則とするが、やむを得ない場合は、金融機関の翌営業日とする」と定めております。 しかしながら、今回のご意見・ご提案で、ご指摘いただきましたような頻度で金融機関に行かなければならない状況は改善する必要があると考えています。 なお、会計室の運用では、少額（20,000円以内）の収納金等は数日分をまとめて払い込むことができるとされています。 学校徴収金を現金で収納した場合の取扱については、この間、学校の財務事務において不適切事務が発生していることから、不適切事務防止の観点も含め、少額の収納金の取扱について検討を進めてまいります。	ご提案いただきました学校徴収金の現金で収納した場合の取扱につきましては、学校現場の意見も聞きながら、処理誤りや紛失のリスク低減等、事務の適正性を担保したうえで、会計室に準じた取扱ができるよう、**令和６年度内に検討を進めてまいります。**	学校現場の意見を聞きながら検討した結果、学校徴収金の現金収納は、会計室の取扱に準じた対応ができるよう進めているところです。 事務の適正性を確保した上で、令和7年度中に関係規定の整備を行います。

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和５年度３学期、令和６年度１・２学期受付分）

	年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
				現状の課題等	提案・改善策等				
⑨	令和６年度・２学期	1-①	6	大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課というところから、「ミマモルメ」を利用して情報発信してほしい旨、共有メールに依頼がありましたが、こういうものは、今後も続くのでしょうか。 学校側としては、「ミマモルメ」はあくまで緊急・重要な連絡の手段として限定的に活用するべきだと思います。宣伝等のメールが日常的に送られると、緊急・重要なメールを送っても、「どうせ、また何かの宣伝やろ」と、見逃される可能性が高くなると思います。	このような依頼は、委員会が許可しているのでしょうか。 チラシやポスターの依頼についても、ずっと思ってきたことですが、大阪市〇〇局の依頼は、全て対応しないといけないのでしょうか。 子どもたちにとって真に必要な教育活動に徹するためにも、小学校を「宣伝の発信元」として活用することは、やめていただきたいです。	初等・中学校教育担当 教職員給与・厚生担当 教育政策課	ご指摘の件につきましては、福祉局と教育委員会事務局との間で、事務手続きの確認が不十分であったことから、本来SKIP掲示板に掲載し各学校園へ周知すべきところ、異なる対応となりご迷惑をおかけすることになり、申し訳ございませんでした。 大阪市内部からのチラシやポスターの配付依頼につきまして、「教育委員会所管の学校における周知文書等の配付に関する要綱」に基づき、配付の有無については、学校園の実情に応じて、各校園長の判断によって行われるものとなっており、欠席連絡等アプリを活用するかについても、各校園長の判断によって行われるものとなっております。 現在、学校園に届く周知文書等の取扱いにつきましては、幼児児童生徒や保護者にとって有益であり、学校園での配付を求める場合は、教育委員会事務局の各担当課から学校あての文書連絡により配付依頼を行います。それ以外のものにつきましては、校園長が配付の判断を行うものとしており、担当課から学校園へ周知する場合は、SKIP掲示板に掲載する取扱いとしておりますが、校園長で配付の可否を判断することも負担であると認識しており、右記のような新たな取扱いを検討しております。	令和7年度より、外部団体・本市機関等が作成しているイベント等のチラシ・情報誌などについて、学校園を通じた幼児児童生徒・保護者への紙による配付は行わず、データで市ホームページに掲載し、各学校園のホームページにリンクを貼ることで、保護者が必要な情報を直接入手するといった取扱いに順次変更していくことを**予定しております**。ただし、本市施策によるもの等、教育委員会事務局において配付が必須と判断するものは、これまでどおり文書発送機能にて事務連絡を発出し、学校園を通じて配付する**取扱いを検討中**です。 この取扱いに伴い、チラシ等配付にかかる問合せ・受付・配付の可否の判断等は教育委員会事務局が一括して行うこととし、当該業務のために、問合せ・受付対応やホームページ掲載作業等の補助業務を行う会計年度任用職員を採用し、教育委員会事務局（指導部）内に**配置する予定です。** これによって、今回ご指摘のあったような、大阪市内部からのチラシ等配付依頼も、教育委員会事務局の窓口で受付し、配付の可否を判断し、配付可とした場合は、データをホームページに掲載するといった取扱いになり、教職員の負担軽減が図れると考えております。 ただし、令和７年度については移行期間とし、すでに印刷準備や予算を確保している等の事情がある場合で、校園長が認める場合は、学校園を通じた配付や配架による対応を可能とすることを検討中です。	令和７年７月より、学校園を通した子どもたちへのチラシの個別配付は今後行わず、市ホームページ内にチラシ掲載専用ページを作成し、そこにチラシのデータを掲載することとします。また、本市部局や外部団体からのチラシ配付依頼は、学校園ではなく教育委員会事務局に設置する窓口で一括対応し、掲載の可否を判断することで専用ページにデータを掲載します。 外部団体や本市機関が作成したイベント等のチラシ・情報誌などを対象としますが、本市施策によるもの等で教育委員会事務局設置窓口が配付が必須と判断するものは、従来通り文書発送機能を使い、事務連絡を発出して学校園を通して配付します。 ただし、令和７年度は移行期間として位置づけ、既に印刷準備や予算を確保した事情がある場合は、今回限り校園長が認める場合に限り、学校園を通した紙による配付や配架を可能としたいと考えています。令和8年度からは本格実施となり、紙で配付していたチラシも来年度は紙で配付できません。 具体的な手段として、令和7年度から会計年度任用職員を2名採用し、教育委員会事務局指導部初等中等教育担当に配置します。さらに、行政オンラインシステムで申込・受付を行い、専用ページへの掲載を行います。 専用ページでは、保護者に見てもらえるような工夫を検討するとともに、教育委員会Xや大阪市公式LINEなどを活用して周知することで、積極的な広報を図ります。 今年度は、チラシの配付受付を窓口で一括して行うことで、学校園に届くチラシの内容・数量を把握し、この取り組みでどの程度の削減効果があるかを検証し、令和8年度以降の運用につなげたいと考えています。
⑩	令和６年度・２学期	1-②	6 7 9	「相談申告機能」について、児童からの投稿を「学校管理エリア」にログインしてチェックすることが求められていますが、夏季休業中等に、児童が指定した教員が旅行などしていたら、だれも内容を閲覧できませんが、大丈夫でしょうか。 本校は、今年度は端末の持ち帰りをさせていないので大丈夫ですが、今後、長期休業中に端末を持ち帰らせるとなった場合、相談申告機能の対象となっている教員は、たとえ休暇を申請していても、開庁日であれば、相談申告機能に対応しなければいけないのでしょうか。 旅行に行くなら、自分の端末を旅行先に持っていかなければいけないのでしょうか。 本校では、実際に、「死にたいです」という相談申告が入ったこともあります。対応が遅れたら大変なことになる、という懸念が強すぎて、長期休業中の端末の持ち帰りを躊躇している状態です。	もし、「たとえ休暇を取っていても、開庁日であれば相談申告機能に対応できるよう、端末を家に持ち帰り、旅行先にでも持っていきなさい。教員とは、そういうものだ。」というのであれば、それを明確にルールとして定めてください。学校の判断、管理職の判断、ではなく、大阪市教育委員会として決断してください。そこまでしていただければ、こちらも腹を括って、旅行先に端末を持っていきます。 そこまでする必要はない、というのであれば、指定された教員が対応しなくてすむ方策をとってください。私が思いついた案を提示します。（１～３の、いずれかーつ、で大丈夫だと思います。） １．児童が指定した教員に関わらず、管理職は相談内容を閲覧できるシステムにする。 ２．学級ごとに、相談対象の教員を指定できるようにして（各担任のみにする等）、さらに、特定の期間は受け付けないように“事前に”設定できるシステムにする。 ３．休暇を取っている教員は対応してなくてよい、というスタンスを、管理職の裁量ではなく、全市統一で取れるよう、ルールを定める。（「次来たときに確認してください」という連絡も、管理職からしてはいけないと思います。旅行中にそんな連絡を受けたら、気になって仕方ないと思うので。） また、「相談申告機能を使ったことは管理職が把握できるので、対象の教員が休みの場合は、管理職等が電話連絡等で内容を聞き取ることがある」旨、保護者に発信し、全市統一で対応を揃える。 …他にも、もっといい案があるかもしれません。 他の先生方の負担が増えることを懸念し、せっかくの端末を持ち帰らせられませんので、ご検討、よろしくお願いいたします。	初等・中学校教育担当 教育政策課	相談申告機能の運用等につきましては、令和４年３月28日付け事務連絡「『相談申告機能』の拡充について（通知）」において周知しており、各校におかれましては、これまでも児童生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに取り組んでいただいているところです。 提案いただきました内容につきましては、次のとおりと考えております。 １．児童生徒がより相談しやすい環境とするため、相談相手として指定された教員以外は相談内容を確認できない仕様にしております。ただし、学校全体の相談申告の対応状況を確認できる者として、相談管理者を指定することができ、相談管理者は、開庁日には１日１回以上、相談申告の有無を確認し、教職員への声かけを行うなど、相談申告の通知に気付くことができる体制にしております。 ２．どの教職員を表示するかにつきましては、学校ごとに指定することができ、長期休暇中の教職員など、相談対応ができない場合、または児童生徒からの相談を受けることが想定されていない場合等は、表示しないことも可能です。 ３．休暇をとっている教職員につきましては、休暇中に相談申告に対応する必要はないと考えており、現在の相談申告機能では、児童生徒が相談内容を送信した後の画面に、次の内容が表示され、すぐに対応できない場合もあること、急いでいる場合には他の相談窓口に電話してほしいことを伝えております。 「先生に相談を送りました。学校に先生がいない休みの日や夜などは、ボタンが押された確認ができません。また、学校が開いている時間帯でも、先生がすぐに確認できない場合もあります。先生から声をかけるまで待ってください。 すぐに、困っていることを話したいときは、「24時間子どもSOSダイヤル0120-0-78310」に電話をしてください。あなたの話を聞いて、これからのことを一緒に考えてくれる人が、電話に出ます。名前を言わなくても話ができます。」 なお、学習者用端末につきましては、学習過程において、必要に応じて家庭に持ち帰り、デジタル教材や協働学習支援ツール、インターネット等を活用して個に応じた学習を行うなど、児童生徒の学習環境の確保の観点からも推進しているところですので、相談申告機能を理由として持ち帰りを躊躇することのないよう、お願いいたします。	現在の相談申告機能では、児童生徒が相談内容を送信した後に、次の内容が表示されますが、夜間や閉庁日等における緊急の相談について、円滑に対応できるよう、今後は相談前の画面に表示できるよう、**調整を進めてまいります。** 「先生に相談を送りました。学校に先生がいない休みの日や夜などは、ボタンが押された確認ができません。また、学校が開いている時間帯でも、先生がすぐに確認できない場合もあります。先生から声をかけるまで待ってください。 すぐに、困っていることを話したいときは、「24時間子どもSOSダイヤル0120-0-78310」に電話をしてください。あなたの話を聞いて、これからのことを一緒に考えてくれる人が、電話に出ます。名前を言わなくても話ができます。」	夜間や閉庁日等に緊急の相談がある児童生徒が、即座にかつ的確に、SOSダイヤルを把握できるよう、相談前の画面に令和７年度から、以下の二重線部分について追記表示されるようにしました。 『ここでは、みなさんの悩（なや）みごとの相談（そうだん）ができます。ここで相談（そうだん）した内容（ないよう）は相談相手（そうだんあいて）に選（えら）んだ先生（せんせい）に届（とど）けられます。相談相手（そうだんあいて）の先生（せんせい）は何人（なんにん）でも選（えら）ぶことができます。 先生（せんせい）に相談（そうだん）を送（おく）りますが、学校（がっこう）に先生（せんせい）がいない休（やす）みの日（ひ）や夜（よる）などは、ボタンが押（お）された確認（かくにん）ができません。 すぐに、困（こま）っていることを話（はな）したいときは、「24時間（じかん）子（こ）どもSOSダイヤル0120-0-78310」に電話（でんわ）をしてください。 先生（せんせい）に相談（そうだん）したいときは、「つぎへ」を押（お）してください。 相談（そうだん）した内容（ないよう）は、あとで確認（かくにん）することができないので、メモなどをとっておきましょう。 先生（せんせい）以外（いがい）に相談（そうだん）したいときは「先生（せんせい）以外（いがい）に相談（そうだん）する」を押（お）してください。学校以外（がっこういがい）に相談（そうだん）できる窓口（まどぐち）が表示（ひょうじ）されます。 相談（そうだん）をやめるときは「キャンセル」を押（お）してください。』

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和５年度３学期、令和６年度１・２学期受付分）

	年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
				現状の課題等	提案・改善策等				
⑪	令和６年度・２学期	1-③	6	学校に届く配付物について、学級ごとの仕分けをしてくださっている企業は増えてきたものの、学級数・人数が現状と異なることが何度かあります。 電話で確認したところ、「イベント実施の後援を頂いたときにチラシの配付許可も頂き、学級数・人数も委員会より提供して頂いた。」「周知文書等の配付に関する要綱の案内は受けていない。」とのことでした。 学級数・人数については、全く違うというより、前年度のものが反映されているかと思います。（1学年ずらすと、ちょうどいい数になるので。） 仕分けをして頂いている以上、さすがに廃棄するのは心苦しいので、こちらで仕分けを修正して配付する手間が発生しています。 企業によって、「イベント実施の後援は受けているが、チラシ配付の許可は学校に問い合わせるように言われた」という電話がかかってくることもあれば、今回のように「後援を受けた際にチラシ配付の許可も得た」と回答されることもあり、対応がバラバラなのが、現場にとっては大変です。そもそも、そんな電話や事前連絡、委員会からの通達もなしに、いきなり送りつけてくる企業も存在します。 配付許可の電話に対応すること、配付しないと判断してチラシを破棄することも、塵も積もれば…、で、チラシ対応という業務にかなりの時間を割かれてしまっています。	チラシの配付許可に関して、大阪市教育委員会として統一したルールを作るべきではないでしょうか。企業への“窓口”となる方によって、対応が変わっているのであれば、内部で統制して頂きたいです。 そして、委員会として許可を出すなら、配付要綱の存在を伝えること、最新の学級数・人数を伝えること、はして頂きたいです。 委員会の数ある役割の方々において、それぞれの事情で個別に配付許可を出さざるを得ないという状況は推察できますが、その積み重ねが集約される現場にとっては、大きな負担でしかないことを、どうかご理解ください。	初等・中学校教育担当 教職員給与・厚生担当 教育政策課	外部団体等から学校園に届くチラシ等の量が多く、幼児児童生徒に配付する時間はもちろん、学級ごとの仕分け作業や外部団体等からの問合せ対応に時間をとられ、教職員の負担が増えていることや、学校園から保護者への重要な連絡が紛れてしまうなど、課題が生じていることは認識しており、今後、右記のような新たな取扱いを検討しております。	令和7年度より、外部団体・本市機関等が作成しているイベント等のチラシ・情報誌などについて、学校園を通じた幼児児童生徒・保護者への紙による配付は行わず、データで市ホームページに掲載し、各学校園のホームページにリンクを貼ることで、保護者が必要な情報を直接入手するといった取扱いに順次変更していくことを**予定しております**。ただし、本市施策によるもの等、教育委員会事務局において配付が必須と判断するものは、これまでどおり文書発送機能にて事務連絡を発出し、学校園を通じて配付する**取扱いを検討中**です。 この取扱いに伴い、チラシ等配付にかかる問合せ・受付・配付の可否の判断等は教育委員会事務局が一括して行うこととし、当該業務のために、問合せ・受付対応やホームページ掲載作業等の補助業務を行う会計年度任用職員を採用し、教育委員会事務局（指導部）内に**配置する予定です。** これによって、今回ご指摘のあったような、大阪市内部からのチラシ等配付依頼も、教育委員会事務局の窓口で受付し、配付の可否を判断し、配付可とした場合は、データをホームページに掲載するといった取扱いになり、教職員の負担軽減が図れると考えております。 ただし、令和７年度については移行期間とし、すでに印刷準備や予算を確保している等の事情がある場合で、校園長が認める場合は、学校園を通じた配付や配架による対応を可能とすることを検討中です。	令和７年７月より、学校園を通した子どもたちへのチラシの個別配付は今後行わず、市ホームページ内にチラシ掲載専用ページを作成し、そこにチラシのデータを掲載することとします。また、本市部局や外部団体からのチラシ配付依頼は、学校園ではなく教育委員会事務局に設置する窓口で一括対応し、掲載の可否を判断することで専用ページにデータを掲載します。 外部団体や本市機関が作成したイベント等のチラシ・情報誌などを対象としますが、本市施策によるもの等で教育委員会事務局設置窓口が配付が必須と判断するものは、従来通り文書発送機能を使い、事務連絡を発出して学校園を通して配付します。 ただし、令和７年度は移行期間として位置づけ、既に印刷準備や予算を確保した事情がある場合は、今回限り校園長が認める場合に限り、学校園を通した紙による配付や配架を可能としたいと考えています。令和8年度からは本格実施となり、紙で配付していたチラシも来年度は紙で配付できません。 具体的な手段として、令和7年度から会計年度任用職員を2名採用し、教育委員会事務局指導部初等中等教育担当に配置します。さらに、行政オンラインシステムで申込・受付を行い、専用ページへの掲載を行います。 専用ページでは、保護者に見てもらえるような工夫を検討するとともに、教育委員会Xや大阪市公式LINEなどを活用して周知することで、積極的な広報を図ります。 今年度は、チラシの配付受付を窓口で一括して行うことで、学校園に届くチラシの内容・数量を把握し、この取り組みでどの程度の削減効果があるかを検証し、令和8年度以降の運用につなげたいと考えています。
⑫	令和６年度・２学期	1-⑤	7	11月21日の文書連絡で配付の依頼がありました「おおさか子ども元気アップ新聞」（以下「当該配付物」）につきまして、文書連絡で来ている以上「配付が必須となる」と認識していますが、SKIP掲示板で周知される「校長の裁量で配付を決められるもの」と、文書連絡で周知される「配付が必須となるもの」を区別する基準等はあるのでしょうか。 配付物の中でも、新聞は特に仕分けの作業に時間がかかり、児童に配付する際も、低学年は普通の紙媒体以上に時間がかかります。 また、PDFをホームページに掲載することも可能になったと聞いておりますが、当該配付物もPDFデータが学校に届き、ホームページ掲載をもって配付と扱ってもよいのでしょうか。 あと、これは私の勝手な偏見で申し訳ありませんが、新聞の配付物は、「20部ごとの仕分け」が徹底されていない場合が多いように感じます。当該配付物は、きちんと仕分けされているのでしょうか。	文書連絡で依頼が来る以上、学校は配付を断れないと認識しておりますが、それであれば、なぜ配付しなければいけないのか、他の配付物と何が違うのかを、文書連絡の段階で説明して頂きたいです。 そもそも、紙一枚の配付物と違い、新聞は特に負担が大きいことも認識して頂きたいです。配付しなくてよいとなっても、一方的に送られてきた新聞を破棄するだけでも大きな負担ですので、学校に送付するか事前に確認するシステムも検討して頂きたいです。	保健体育担当 初等・中学校教育担当 教職員給与・厚生担当 教育政策課	現在、学校園に届く周知文書等の取扱いにつきましては、幼児児童生徒や保護者にとって有益であり、学校園での配付を求める場合は、教育委員会事務局の各担当課から学校あての文書連絡により配付依頼を行います。それ以外のものにつきましては、校園長が配付の判断を行うものとしており、担当課から学校園へ周知する場合は、SKIP掲示板に掲載する取扱いとしております。しかしながら、校園長で配付の可否を判断することが負担であるとともに、外部団体等から学校園に届くチラシ等の量が多く、幼児児童生徒に配付する時間はもちろん、学級ごとの仕分け作業や外部団体等からの問合せ対応に時間をとられ、教職員の負担が増えていることや、学校園から保護者への重要な連絡が紛れてしまうなど、課題が生じていることは認識しており、今後、右記のような新たな取扱いを検討しております。 なお、「大阪子ども元気アップ新聞」につきましては、大阪府下のスポーツ活動で成果を出した児童の紹介や大阪府教育庁が主催する体力向上プログラムの紹介だけでなく、大阪市立小学校の学校をあげた体力向上の取組紹介など、本市の体力向上に関わる内容が掲載されていることから、文書連絡により配付をお願いしておりました。また、本新聞の仕分けに関して「20部ごとの仕分け」について、大阪府教育庁へ連絡し、新聞社への対応を依頼しておりましたが、今後、配付する場合は、改めて仕分け作業の徹底を依頼させていただきます。	令和7年度より、外部団体・本市機関等が作成しているイベント等のチラシ・情報誌などについて、学校園を通じた幼児児童生徒・保護者への紙による配付は行わず、データで市ホームページに掲載し、各学校園のホームページにリンクを貼ることで、保護者が必要な情報を直接入手するといった取扱いに順次変更していくことを**予定しております**。ただし、本市施策によるもの等、教育委員会事務局において配付が必須と判断するものは、これまでどおり文書発送機能にて事務連絡を発出し、学校園を通じて配付する**取扱いを検討中**です。 この取扱いに伴い、チラシ等配付にかかる問合せ・受付・配付の可否の判断等は教育委員会事務局が一括して行うこととし、当該業務のために、問合せ・受付対応やホームページ掲載作業等の補助業務を行う会計年度任用職員を採用し、教育委員会事務局（指導部）内に**配置する予定です。** これによって、今回ご指摘のあったような、大阪市内部からのチラシ等配付依頼も、教育委員会事務局の窓口で受付し、配付の可否を判断し、配付可とした場合は、データをホームページに掲載するといった取扱いになり、教職員の負担軽減が図れると考えております。 ただし、令和７年度については移行期間とし、すでに印刷準備や予算を確保している等の事情がある場合で、校園長が認める場合は、学校園を通じた配付や配架による対応を可能とすることを検討中です。	令和７年７月より、学校園を通した子どもたちへのチラシの個別配付は今後行わず、市ホームページ内にチラシ掲載専用ページを作成し、そこにチラシのデータを掲載することとします。また、本市部局や外部団体からのチラシ配付依頼は、学校園ではなく教育委員会事務局に設置する窓口で一括対応し、掲載の可否を判断することで専用ページにデータを掲載します。 外部団体や本市機関が作成したイベント等のチラシ・情報誌などを対象としますが、本市施策によるもの等で教育委員会事務局設置窓口が配付が必須と判断するものは、従来通り文書発送機能を使い、事務連絡を発出して学校園を通して配付します。 ただし、令和７年度は移行期間として位置づけ、既に印刷準備や予算を確保した事情がある場合は、今回限り校園長が認める場合に限り、学校園を通した紙による配付や配架を可能としたいと考えています。令和8年度からは本格実施となり、紙で配付していたチラシも来年度は紙で配付できません。 具体的な手段として、令和7年度から会計年度任用職員を2名採用し、教育委員会事務局指導部初等中等教育担当に配置します。さらに、行政オンラインシステムで申込・受付を行い、専用ページへの掲載を行います。 専用ページでは、保護者に見てもらえるような工夫を検討するとともに、教育委員会Xや大阪市公式LINEなどを活用して周知することで、積極的な広報を図ります。 今年度は、チラシの配付受付を窓口で一括して行うことで、学校園に届くチラシの内容・数量を把握し、この取り組みでどの程度の削減効果があるかを検証し、令和8年度以降の運用につなげたいと考えています。
⑬	令和６年度・２学期	3	6	咲くやこの花中学校が、府に移管されてからSKIP端末がすべて撤収されました。また、職員証もありません。業務に様々な支障をきたしています。例えば、ＳＫＩＰに掲載したすべての連絡がこちらに届かない。大阪市の先生はSKIPで連絡したものの、こちらにはもちろん届いておらず、会議に出席できなかった。SKIPから名前が抹消されているため、退職したと勘違いされた。給与明細や年末調整などが紙で配布・提出になったなどです。私は理科の専門員をやっていますが、連絡が受け取れなかったり、こちらからできなかったりして、大変困りました。	市の教員がいる限りは、SKIPを使用できる環境にしてほしい。 派遣の教員にも市の職員証がほしい。	教育政策課 教職員人事担当（服務監察G）	咲くやこの花中学校については、令和４年４月１日より大阪府へ移管され、本市から職員を派遣しているという扱いになるため、大阪市独自のシステムであるSKIP端末を置くことはできませんが、本市から派遣職員へ通知する必要のある通知等（人事・給与・勤務条件・研修に関すること等）について、遺漏なく対応できるよう、周知徹底してまいります。令和４年10月25日付け事務連絡「府立咲くやこの花中学校への情報提供について（依頼）」において、咲くやこの花中学校への連絡はSKIPではなく、Outlookで行うように通知しておりますが、再度、周知いたします。 なお、市の職員証については、令和５年度から令和６年度にかけて一斉更新を行っており、派遣職員へも新職員証を順次発送しているところです。	本市から派遣職員へ通知する必要のある通知等（人事・給与・勤務条件・研修に関すること等）について、遺漏なく対応できるよう、**再度、周知徹底**してまいります。	令和7年3月10日付事務連絡「府立咲くやこの花中学校への情報提供について（依頼）」において、派遣職員が大阪市での業務を再び行う際に円滑に業務を遂行するために必要な通知等（人事、給与、勤務条件、研修等）を遺漏なく情報提供するよう、各庶務担当課長に、関係職員への周知を依頼することで、再度、周知徹底しました。

■ 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和５年度３学期、令和６年度１・２学期受付分）

	年度等	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
				現状の課題等	提案・改善策等				
⑭	令和６年度・２学期	14-①	その他	学校給食費が無償化されたが、生活保護・就学援助受給者は対象外でそれぞれの制度により学校給食費が支給されている。対象者には学校より給食費額決定通知書を配付しているが、通知書を見た保護者が給食費を支払う必要があったのか、と誤解をまねくケースがある。	法令等の兼ね合いのため通知書を配付する必要があるかと思うが、学校が個別に配付するのではなく、センターが保護者に送付する就学援助認定通知書に同封する等工夫することはできないか。	保健体育担当	児童生徒の学校給食費については、「大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例第３条」により、全員全額無償化を実施しておりますが、生活保護・就学援助受給者はそれぞれの制度により給食費が支給されるため、無償化措置の対象とはしておりません。　教育扶助費または就学援助費の受給者に対しては、対象となる債権額（学校給食費年額）を明示する必要があることから、給食費額決定通知書を個別に当該保護者へ送付する必要がありますが、その際、受け取った保護者が給食費の支払いが必要であるとの誤解をしないよう、保護者への周知文に説明を追記するなどの対応を検討してまいります。	**今年度中に**、給食費額決定通知書を送付する際の保護者への周知文に説明を追記するなどの**対応を行う予定**です。	関係学校長あて令和７年４月１日付け通知「令和７年度学校給食費等について（通知）」及び、当該通知に添付している給食費額決定通知書を送付する際の保護者への周知文に、以下の説明を追記等することで、当該保護者が同通知書を受け取った際に、給食費の支払いが必要であるとの誤解を与えないよう、対応を図りました。 『学校給食費額決定通知書をお配りするものの、学校給食費の徴収にあたっては、それぞれの制度所管より教育委員会において徴収するため、保護者の方から直接、学校給食費を徴収することはありません。』

参考　大阪市教育振興基本計画上の政策推進のための９つの基本的な方向性
1　安全・安心な教育環境の実現
2　豊かな心の育成
3　幼児教育の推進と質の向上
4　誰一人取り残さない学力の向上
5　健やかな体の育成
6　教育ＤＸの推進
7　人材の確保・育成としなやかな組織づくり
8　生涯学習の支援
9　家庭・地域等と連携・協働した教育の推進